

令和7年度 男女共同参画近江八幡市行動計画進捗状況調査 結果

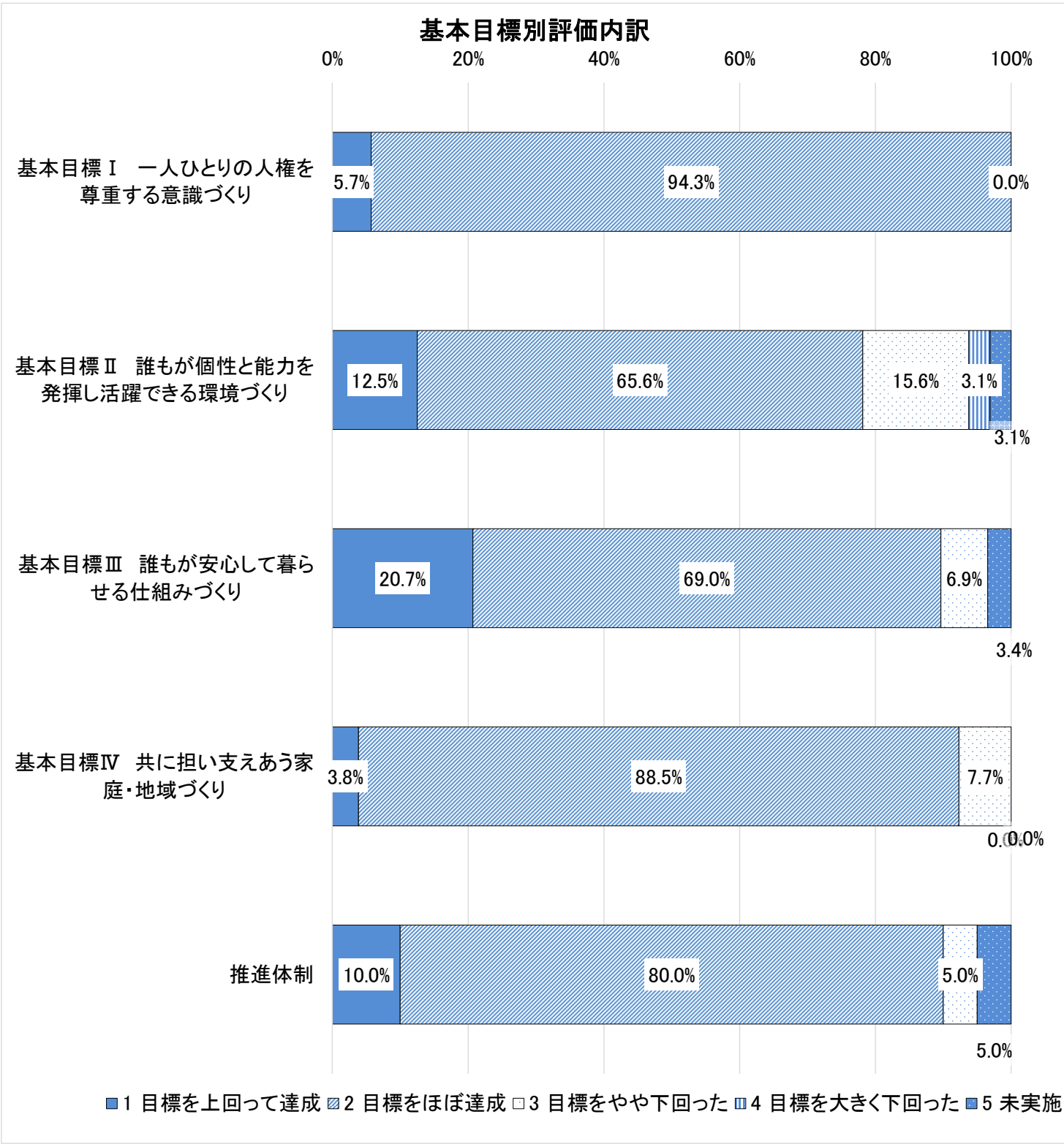
資料1-1

達成度(評価)の表記について

- A・・・ 1 目標を上回って達成
- B・・・ 2 目標をほぼ達成
- C・・・ 3 目標をやや下回った
- D・・・ 4 目標を大きく下回った
- E・・・ 5 未実施

基本目標別評価内訳表(回答数)

	基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	基本目標Ⅳ	推進体制	合計
A	2	4	6	1	2	15
B	33	21	20	23	16	113
C	0	5	2	2	1	10
D	0	1	0	0	0	1
E	0	1	1	0	1	3
合計	35	32	29	26	20	142



基本体系

基本目標	重要課題	NO	施策の方向
Ⅰ.一人ひとりの人権を尊重 する意識づくり	1.男女共同参画に関する学習機会の充実	1・2	生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進
	2.男女共同参画を推進するための広報・啓発活動	3・4・5・6	男女共同参画のための広報・啓発活動の推進
		7・8・9・10	家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発
	3.保育・教育の場における男女共同参画への配慮	11・12・13	学校等における男女共同参画教育の充実
		14	保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ
	4.多様な価値観や生き方の理解促進	15・16・17	人権を尊重する社会づくりのための意識啓発
		18	国際的な取組との強調
Ⅱ.誰もが個性と能力を発揮 し活躍できる環境づくり	1.政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	19	審議会等への女性の登用
		20・21	企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画促進
	2.働く場での男女共同参画の推進	22・23・24・ 25・26	多様な生き方や能力を発揮するための支援
		27・28・29	女性の就労支援、女性の管理職登用にに向けた事業所への啓発
		30・31・32・33	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり
		34	女性の創業に向けた支援
Ⅲ.誰もが安心して暮らせる 仕組みづくり	1.あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	35・36・37	暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成
		38・39・40・41	暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援
	2.男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	42・43・44・45	各種相談体制の整備・充実
		46・47	多様な性の尊重と生涯にわたる健康支援
Ⅳ.共に担い支えあう家庭・ 地域づくり	1.子育て・介護に係る支援施策の充実	48・49	家庭での子育て支援
		50・51	地域ぐるみの子育て支援
		52・53	介護負担を軽減する支援
	2.地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大	54・56・57・58	男女共同参画で取り組む地域活動の推進と支援
		59	まちを守り、育てる諸活動における男女共同参画の推進
	3.防災分野での男女共同参画の推進	60・61	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
推進体制	1.庁内推進体制の整備、強化	62・63	職員配置での男女共同参画の推進
		64・65	庁内組織の整備
		66・67・68	計画推進のための人材育成
		69	国・県・他市町、関係機関との連携
	2.計画の進捗管理及び評価	70・71・72	計画の進捗管理・評価体制の整備
	3.市民、関係団体との協働	73	市民、関係団体との協働体制づくり
		74	市政への意見の反映

【様式Ⅰ】令和7年度 男女共同参画行動計画進捗状況調査結果

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R7)	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	重要課題1 男女共同参画に関する学習機会の充実	施策の方向① 生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進	1	学習機会の提供・充実	男女共同参画についての理解や、性別に関するステレオタイプな考え方の解消に向けて男女共同参画に関するイベントや、住みよいまちづくり推進講座の開催など、学習機会を提供します。 また、各年代に応じた学習内容やオンラインの活用など、開催方法について検討します。	人権・市民生活課	男女共同参画について、理解を深めるため、男女共同参画に関するイベントを実施する。	イベントの参加者数等	市民のつどい 当日参加者数 100名	市民のつどい(R7.10.25) 当日参加者数92名	B	市人推協への業務委託により男女共同参画市民のつどいを開催した。講師として国立女性教育会館理事長の萩原なつ子さんをお招きし、「ウェルビーイングな地域づくりと男女共同参画」と題して講演いただいた。 アンケートでは満足度について「とてもよかった」「よかった」の合計が96%となり、満足度の高い講演会となった。	参加者の年代に偏りがあるため、幅広い年齢層に興味を持ってもらえるようなイベント内容を企画する必要がある。 また、参加者数を伸ばすため、さらなる広報が必要である。	令和8年度は「人権フェスティバル」と合同で「人権・男女共同参画フェスティバル」として開催する。講演会形式ではなく、パネルディスカッションとして性別に囚われず自分らしく活躍する方々をパネリストとしてお招きし、お話しいただく。
						生涯学習課	男女共同参画を推進する講座を実施し、広く市民に研修する機会を提供する。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数		・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 延べ196人(3学区、計3回開催) ・地域課題等講座「男女共同参画」開催なし	B	3学区において男女共同参画についての講座を開催することができた。	地域では人権をめぐる課題の多種多様化等を背景に、人権を軸としながら男女共同参画を含め、幅広く、また複合的にテーマを設定し取り組む実情がある。	男女共同参画に関する住みよいまちづくり講座や地域課題等学習講座の開催を推進して、一層の学習機会の提供に努める。
			2	教育・学習の場に参加できるようにするための環境の整備	働く男女や子育て中の親なども含めて、あらゆる人が生涯学習や社会教育の場に参加しやすいように、開催日程や開催方法(オンラインの活用を含む)、会場、一時保育実施などの配慮や工夫をします。	学校教育課	学校保健に関わる講演会(学習会)を学校三師の協力のもと実施する。	講演内容を子育ての保護者に役立つものに設定し、休日に開催することて、働く保護者が参加しやすいようにする。	保護者の参加と参加者の満足度の向上	保護者が安心して参加できるように託児を実施した。	B	第63回学校保健を語る会を開催した。託児を利用することで、保護者が自分の学びの時間を過ごすことができた。	さらに保護者が参加しやすい、参加しやすくなるような内容や周知方法を工夫する必要がある。学校保健を語る会以外にも、各校で行われている性にかかわらず学習の機会に保護者の参加を促すことはできるだろう。	保護者の興味関心や子どもの実態に合ったテーマを設定するよう、また、より多くの保護者に参加してもらえよう検討していく。
						まちづくり協働課	自治会やまち協での各種事業において、働く男女や子育て中の親なども参加しやすいように、開催日程や会場、一時保育実施などの配慮や工夫をするよう呼びかける。			各学区において、子ども・子育てに関するまちづくり協議会事業では、子育て中の方が参加しやすい日時にするなど工夫のうえ開催された。	B	まちづくり協議会での各種事業の開催時に、働く男女や子育て中の親参加しやすい時間帯を選択できるようにしたり、オンラインを活用するなど多くの住民が参加しやすいよう配慮のうえ開催された。	事業自体は週末に催されることが多いが、打合せの会議は平日昼間や、夜間でも長時間にわたって行われることがあり、働く男女や子育て中の親などにとっては、役員・中心メンバーとしての参加は難しい。	自治会やまちづくり協議会での各種事業・会議を開催する際に、働く男女や子育て中の親などあらゆる属性の人が参加しやすいように配慮や工夫を行ってもらうよう働きかける。
						生涯学習課	学校休業中に講座を開催したり、WEB講座を含めて広く講座を開催する。	男女に関わらず、または男女そろって参加できる日程で事業を行う。		近江八幡市子育てサロン5回開催、参加者数延べ66人	B	男女に関わらず、子育て中の親を対象とする講座を5回開催することができた。	WEB講座のニーズはあるものの、参加者同士の交流を求めるなど、講座の内容によってはWEB開催が難しいものもある。	継続して男女に関わらず参加ができる講座の開催に努める。
			3	男女平等意識を高めるための啓発活動や広報、情報提供の積極的な展開	広報紙やパンフレット、SNS等の多様な媒体やイベントを通じ、市民や事業者に向けて、市の男女共同参画に関する取組や男女共同参画推進について啓発します。	秘書広報課	広報紙やパンフレット、SNS等の多様な媒体やイベントを通じ、市民や事業者に向けて、市の男女共同参画に関する取組や男女共同参画推進について啓発する。	男女共同参画に関する掲載依頼の周知	男女共同参画に関する掲載依頼を全て周知する	男女共同参画に関する広報紙の掲載依頼は全て(4件)周知した。ケーブルテレビにおいても1件放送した。	B	男女共同参画に関する掲載依頼を全て掲載したことにより、啓発活動や広報、情報提供の積極的な展開を図れた。	特になし	引き続き、男女共同参画に関する記事を広報に掲載する等、啓発・広報活動を進める。
						人権・市民生活課	男女共同参画についての記事を広報やホームページに掲載したり、資料配布により啓発を行う。	掲載等の機会の数	2回以上	・市広報6月号 男女共同参画週間啓発記事 ・市広報10月号 男女共同参画市民のつどい記事 ・市広報11月号 女性に対する暴力をなくす運動記事	B	6月23日～29日までの男女共同参画週間や11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、市広報に啓発記事を掲載した。また、男女共同参画市民のつどいの案内記事も広報に掲載した。	さらなる啓発や広報の手法を検討する必要がある。	引き続き男女共同参画の啓発活動に努める。
			4	男女共同参画に関する調査・研究・情報収集	男女共同参画に関する政策事例等について資料や情報を収集、研究するとともに、市民や事業者が活用できるように情報提供を行います。 また、市民意識や実態を把握するため、計画改定時には市民意識調査を実施し、計画の見直しや施策の推進に活用します。 併せて、市民が担う男女共同参画推進員の研修会において、推進員への情報提供を行い、各自治会での男女共同参画推進を支援します。	人権・市民生活課	情報収集により、事業所や男女共同参画推進員に対して情報提供を行う。	男女共同参画推進員研修会参加者数	150名	男女共同参画推進員研修会を開催した。 参加者数は98名	B	令和7年度の男女共同参画推進員研修会を6月7日に開催し、勝身真理子氏を講師に迎えて「地域における男女共同参画」をテーマにご講演いただいた。 今年度はワークショップ形式を採用し、席数に限りがあるため事前申込制とした結果、参加者数は98名となった。規模を縮小しての開催となったが、参加者一人ひとりが主体的にワークショップに取り組んだ結果、アンケートでは研修内容への理解度について「よく理解できた」「理解できた」をあわせて84.8%ののぼる高い評価をいただくことができた。	男女共同参画推進員研修会はこの1回のみであり、より多くの推進員に参加してもらうためには参加できる機会を増やす必要がある。	令和8年度以降はより多くの男女共同参画推進員に研修を受けてもらうため、各学区コミセンにて人権尊重のまちづくり推進員・男女共同参画推進員・自治会長合同研修会として研修を行う。その際には、自治会における人権尊重のまちづくり懇談会と男女共同参画懇談会の合同開催方法を説明し、男女共同参画懇談会の開催率の向上に取り組む。
			5	市の刊行物等の男女平等等の視点に立った表現の推進	市の刊行物の内容や表現が男女の固定的な性別役割分担意識や性差別を助長することがないように、点検します。	秘書広報課	市の刊行物の内容や表現が男女の固定的な性別役割分担意識や性差別を助長することがないように、点検する。	男女共同参画に関する指摘の件数	指摘件数0件を目指す	男女共同参画に関する指摘の件数は1件であった。 広報紙2月号表紙にて成人式実行委員3人の写真を採用したことに対して、女性のみの写真であったため、特定の性別を意図的に強調しているとの指摘があった。	B	市の刊行物等において、男女平等の視点に立った表現の推進を図れた。また、広報紙表紙写真に対する指摘を受け、ジェンダーの視点を踏まえた表現の重要性を再認識する機会となり、課員の課題共有につながった。	特にないが、担当者による判断の差が生じないよう、組織全体での基準(マニュアル)などが必要と考える。	刊行物作成時におけるチェック体制の充実を図るとともに、引き続き、多様な視点に配慮することで、市民に誤解や偏見を与えないよう取り組む。
						まちづくり協働課	自治会やまち協活動を通じた、市政への意見反映のため、各団体等の活動を支援するとともに、出された意見に男女の偏りがないかを検証する。			まち協だより等の広報紙の記事において、男女の固定的な性別役割分担意識や性差別を助長することがないかを点検した。	B	まち協だより等の広報紙において、男女の固定的な性別役割分担意識や性差別を助長するような記事等はなかった。	特になし。	引き続き、市刊行物等の男女平等の視点に立った表現がなされるよう点検を続ける。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
			6	メディア・リテラシーの向上	社会教育や学校教育などを通じて、メディアによる情報を主体的に読み解き、活用できる能力の向上をめざします。また、インターネットやSNSの正しい使い方や実際のトラブル事例等についても啓発する講座等を開催し、人権意識の向上につながるよう努めます。関係機関や青少年育成市民会議などの団体と連携して、有害図書・ビデオ・ピラ等の氾濫を防止するための啓発・広報を進めます。	学校教育課	GIGAスクール構想による1人1台端末の整備とともに、発達段階に応じた情報活用能力の獲得を目指し、国語や総合的な学習の時間を中心に、全ての教科において読み解く力の育成を実施していく。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	1人1台端末を活用して、発達段階に応じた情報教育を実施した。また、情報モラル教育を実施し、人権意識の向上につなげた。また、インターネット上の危険から子どもを守るために、保護者向け啓発資料を作成し、小・中学校で配布した。	インターネット上の情報は、便利で多様な情報源でありながら、その信頼性や正確性に関する課題があるため、複数の情報源を比較したり、専門家や公式の期間からの情報を優先することで、情報を選択し、適切に使用する能力の育成が必要である。	情報活用能力の向上をめざして、児童生徒に対する指導を引き続き進める。同時に教員の研修や保護者への啓発も行う。
						生涯学習課	ネットリテラシーに関しては、竜王町と合同設置している少年センターにおいて、青少年がインターネット上のトラブルを回避し正しく使いこなすことができるよう、インターネットの正しい使い方に関する講座を開催する。また、有害図書等の氾濫防止については、青少年育成市民会議と連携して、有害図書等回収のための白ポストの設置、環境浄化啓発のためのカイロ・ティッシュの配付を行う。	啓発講座を実施する。		住みよいまちづくり講座「SNS」参加者数延べ35人（1学区、計1回開催） 白ポスト回収有害図書・ビデオ 536点	B	1学区においてSNSトラブルについての講座を開催することができた。また、引き続き、青少年健全育成に係る街頭啓発も行った。	メディアリテラシーの向上が特に求められる若年層自身への啓発が困難である。	関係機関や青少年市民育成会議など団体と連携して、有害情報の氾濫を防止するための啓発・広報に努める。
						人権・市民生活課	インターネットの利用に係る講座等を開催するほか、SNS等を活用し、インターネットと人権について啓発する。また、窓口にセミナー等のチラシを設置する。	インターネットに関する講演会等の開催回数	1回以上	人権尊重のまちづくり市民講座でインターネットと人権をテーマとした講演会を開催した。各自治会で開催される人権尊重のまちづくり懇談会に、インターネットと人権をテーマとした資料の提供やDVDの貸出を行った。インターネットと人権をテーマに懇談会を実施した自治会数は9あった。	A	人権尊重のまちづくり市民講座に、講師として一般社団法人日本メディアリテラシー協会 代表理事の寺島 絵里花さんをお招きし、「信頼できる情報の見分け方 SNSやネット上での情報の選択～メディアリテラシーと人権～」と題して講演いただいた。また、人権尊重のまちづくり懇談会を開催する自治会等に対して、インターネットと人権をテーマにしたDVDを貸し出したほか、青空Ⅶのインターネットと人権がテーマのシートを配布した。メディアに潜む差別や偏見を見抜きリテラシーを培い、固定的な性別役割分担に気づくことで、男女共同参画の推進について考える機会を創出できた。	様々な人権テーマがある中で、毎年インターネットと人権をテーマとした講演会を実施することは困難である。	啓発方法の工夫・検討を行う。
		施策の方向② 家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発	7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	家庭や地域、職場それぞれの分野において、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識できるよう、パンフレットやチラシ、ホームページ、SNS等による啓発を行います。また、キャリア形成や仕事と子育ての両立に関する市民向けのセミナー、先進的な取組をしている企業事例の紹介を目的とする事業者向けのセミナー等を実施します。	人権・市民生活課	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施。セミナー等を開催するほか、SNS等を活用し男性の育児休暇取得やワーク・ライフ・バランスについて啓発する。また、窓口にセミナー等のチラシを設置する。	啓発およびセミナー等の実施回数	1回以上	LINEにて11月の「仕事と生活の調和推進月間」の啓発を実施した。また、G-NET主催のイクボスセミナーの案内や「保活直前!お仕事探し応援ウィーク」の広報をLINE配信によって行った。	B	「仕事と生活の調和推進月間」など、県が実施しているワーク・ライフ・バランスに関する取組について周知した。	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演や研修については開催できていない	ワーク・ライフ・バランスについて広報等を通じて啓発を継続する
						商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	働き方改革セミナー参加者	30名	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知として、県など関係機関が実施する事業等の情報発信を行った。また、労働条件に係るものとして、ワーク・ライフ・バランスの内容を含む講演会を実施した。	B	チラシやHP、市LINEで関係機関が実施するワーク・ライフ・バランスに関する事業の周知を行った。	市内事業者を対象として年に1回あらゆるテーマで人権啓発を行っている。ワーク・ライフ・バランスのみをテーマに掲げセミナーを開催することは困難であるため、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努める。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
			8	家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供	「男は仕事、女は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭生活を男女が共に担う意識啓発や学習機会の提供に努めます。また、「子育てフェスタ」等、家族で参加できる講座の実施やPTA等と連携した情報発信等を行います。	人権・市民生活課	固定的な性別役割分担意識の解消のための意識啓発および学習機会の提供を行う。	自治会別懇談会等、地域での学習機会の際に必要な資料提供を行う。		男女共同参画推進員研修会を実施し、自治会別懇談会等での啓発学習のための資料等を提供した。	B	男女共同参画推進員研修会にて、自治会における男女共同参画や固定的な性別役割分担意識について考えてもらえた。資料として県が作成した湖夢ニュータウンを配付した。	男女共同参画懇談会の開催率が人権尊重のまちづくり懇談会の開催率と比較して低い状況が続いている。	男女共同参画懇談会と人権尊重のまちづくり懇談会を合同開催する手法を検討する。
						生涯学習課	固定的な性別役割意識を解消するため、男女共同参画啓発の講座を行う。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数		・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 延べ196人（3学区、計3回開催） ・地域課題等講座「男女共同参画」開催なし	B	3学区において男女共同参画についての講座を開催することができた。	地域では人権をめぐる課題の多種多様化等を背景に、人権を軸としながら男女共同参画を含め、幅広く、また複合的にテーマを設定し取り組む実情がある。	男女共同参画に関する住みよいまちづくり講座や地域課題等学習講座の開催を推進して、一層の学習機会の提供に努める。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】	
						学校教育課	各教科や人権学習において、様々な場面で学習を通して、男女が協力して生活を育んでいくことを指導する。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	各校で道徳や学級活動における人権学習を発達段階に合わせて行っており、「男だから女だから」や「男らしさ女らしさ」という固定観念は、年々薄くなっている。	単身家庭児童生徒や性的マイノリティの尊重に配慮しながら、授業をすすめる。指導の仕方や言葉について心がける必要がある。	日常の学級活動を中心に、人権学習や性教育等の学習を進めていながら、学校生活のあらゆる場面で、男女共同参画の意識を高めていく。	
						こども家庭センター	固定的な性別役割分担意識を解消するため、家族で参加できる講座の開催や、子育て情報冊子の発行を実施	年1回の講座の開催 年1回の冊子の発行	(R3)年1回の講座の開催 参加者数 400人以上 年1回の冊子の発行 (R4)年1回の講座の開催 参加者数 430人以上 年1回の冊子の発行 (R5)年1回の講座の開催 参加者数 460人以上 年1回の冊子の発行 (R6)年1回の講座の開催 参加者数 480人以上 年1回の冊子の発行 (R7)年1回の講座の開催 参加者数 500人以上 年1回の冊子の発行	①子育てフェスタ 年1回開催 参加人数621人 215組 ②子育て情報紙 ハチピースタイル年1回発行	A	子育て家庭と地域の子育て支援団体、子育てを応援したい企業との交流をテーマにフェスタを開催することができた。大人も子どもも楽しめるフェスタとなっている。 子育て情報冊子は、年1回発行し、年間を通じて子育て家庭に配布し、活用してもらっている。	多世代の参加も増えていることから、講座内容についても検討していく必要がある。 転入等で、子育て情報冊子が行き届かない家庭への配布手段を検討する。	今後もより多くの人が、家族が協力して家庭生活（子育て）を営むことができるように、啓発・情報提供していく。	
				9	男女による地域参画の意識啓発	人権・市民生活課	男女に関わらず、一人ひとりが地域を支える一員であることの自覚を促し、市民の活動や交流を男女が対等な立場で共に支えるという意識啓発を進めます。 また女性の役員への参画促進や、地域活動への参加促進の工夫など、女性の参画に関する好事例の紹介等を行います。	自治会等の市民活動の場における男女の参画状況を把握、分析し、課題の検討を行う。また、役員登用など女性の参画促進のための資料提供を行う。	自治会別懇談会等、地域での学習機会の際に必要な資料提供を行う。	男女共同参画推進員研修会を実施し、自治会別懇談会等での啓発学習のための資料等を提供した。	B	男女共同参画推進員研修会にて、自治会における男女共同参画や固定的な性別役割分担意識について考えてもらえた。資料として県が作成した湖夢ニュータウンを配付した。	男女共同参画懇談会の開催率が人権尊重のまちづくり懇談会の開催率と比較して低い状況が続いている。	男女共同参画懇談会と人権尊重のまちづくり懇談会を合同開催する手法を検討する。	
						生涯学習課	性別に関係なく、地域の一員として社会を支えるとともに、性による差別意識を解消する取組を進める。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数		・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 延べ196人（3学区、計3回開催） ・地域課題等講座「男女共同参画」開催なし	B	3学区において男女共同参画についての講座を開催することができた。	地域では人権をめぐる課題の多種多様化等を背景に、人権を軸としながら男女共同参画を含め、幅広く、また複合的にテーマを設定し取り組む実情がある。	男女共同参画に関する住みよいまちづくり講座や地域課題等学習講座の開催を推進して、一層の学習機会の提供に努める。	
			10	男女による介護参画の意識啓発	生涯学習課	介護に関する講座等を開催し、介護は、男女が共に担うという意識啓発を進めます。	住みよいまちづくり講座、地域課題等学習講座で、介護等に関する講座を開催する。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 延べ196人（3学区、計3回開催） ・地域課題等講座「男女共同参画」開催なし	B	3学区において男女共同参画についての講座を開催することができた。	地域では人権をめぐる課題の多種多様化等を背景に、人権を軸としながら男女共同参画を含め、幅広く、また複合的にテーマを設定し取り組む実情がある。	男女共同参画に関する住みよいまちづくり講座や地域課題等学習講座の開催を推進して、一層の学習機会の提供に努める。		
					11	発達段階に応じた学習指導の充実		幼児課	日常生活の中で、一人一人の個性や互いの良さを認め合い、大切にしていくことを伝えていく。	全ての園所で実施	全ての園所で実施	各園所日々の中で実施	B	日々の生活や遊びの中で一人一人を大切に、子ども同士が互いの良さを認め合い共感しあう場をもつことで仲間関係の育ちにつながりました。	発達に課題や特性をもった児童が増え、多様化してきているため一人一人に合わせた丁寧なかかわりが必要とする。
				学校教育課	学校生活の各場面で、男女分け隔てなく、協力し尊重し合い社会を形づくっていくことの意識を育む。		全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	各教科をはじめ学級活動や特別活動等の教育活動の場面で、指導の効果を高められるよう工夫できた。	インターネット上の誤った情報や性をおもしろおかしく扱う風潮を正しくコントロールできるような力を身につける必要がある。	引き続き、各教科をはじめ学級活動や特別活動等の教育活動の場面で、指導していく。また、メディアとの付き合い方を指導し、正しい情報と間違った情報を自分の力で見極められる力を身につけさせる。		
			12	副読本の活用	県等が発行する副読本等を活用し、男女共同参画推進にかかわる教育の充実を図ります。		学校教育課	学級活動や人権学習等の指導の中で、副読本を活用した授業展開を考え実施する。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	副読本を活用することで、男女共同参画を学ぶことができた。	いまだに、児童生徒に性別バイアスを植え付ける環境があるため、副読本を活用するとともに教職員や保護者への啓発も必要である。	小学校・中学校とともに、副読本を計画的に活用することで、市内の小中学生が同一歩調での男女共同参画社会実現に向けた取組をすすめていく。
			13	性の多様性に配慮した環境の整備	学校教育課	教育の場においても、性の多様性に配慮した環境整備に努めます。	学校教育課	学校で実施した学習について、ホームページや学校だより、学級通信で発信する。市主催の男女共同参画市民のつどいへ参加を啓発していく。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	ホームページや学校だより、学級通信で学校で実施した学習を発信することができ、地域や保護者への啓発につながった。	物理的な環境整備の面において、各小中学校で工夫はしているが、トイレや更衣室の使用において課題が見られる。	児童生徒の心理的な環境整備と物理的な環境整備を同時に進めていく。
					幼児課	各園所で着替えや健診時の環境を整える。	各園所で環境の工夫の実施	全ての園所で実施	各園所日々の中で実施	B	身体計測やプール等の着替え時また日々の着替え時にパーテーションを設置し、性の多様性に配慮した環境整備に努めました。また、各園所性の多様性についての研修を行うことが出来ました。	職員の意識を高めるため、研修会などに参加したり、園内での研修会からの性の多様性について正しく理解していく必要がある。	引き続き、環境面に配慮しながら幼児自身が表す姿を受け止めたり、職員の気づきを互いに共有する。		

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R7)	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
		施策の方向② 保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	14	保護者への意識啓発	男女平等と男女の人権の尊重について、懇談会や講演会などの学習する場・意見交換する場を設置するとともに、PTA等を通じて情報提供を行います。また、積極的に参加してもらえよう、内容を検討します。	幼児課	懇談会や講演会を実施する。	各園所の懇談会や講演会の開催	全ての園所で実施	各園所の懇談会や講演会の開催	B	人権に関する講演会や研修会、懇談会を開催し、職員と保護者同士が話し合う場を持った。	男女平等や男女の人権尊重に特化した講演会は少ないので、啓発が必要である。	懇談会に父親の参加が積極的になってきている。その機会をとらえ男女平等や男女の人権について学ぶ機会（研修会）を設けていく。
						学校教育課	学校で実施した学習について、ホームページや学校だより、学級通信で発信する。市主催の男女共同参画市民のつどいへ参加を啓発していく。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	学校での学習について、保護者に発信することで、家庭での話題として取り上げられるようになった。	保護者への啓発のより効果的な方法を検討する必要がある。	学校だよりやホームページ等を活用した啓発活動を進めていく。
						生涯学習課	住みよいまちづくり講座、地域課題等学習講座で、男女の人権尊重等に関する講座を開催する。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数		・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 延べ196人（3学区、計3回開催） ・地域課題等講座「男女共同参画」開催なし	B	3学区において男女共同参画についての講座を開催することができた。	地域では人権をめぐる課題の多種多様化等を背景に、人権を軸としながら男女共同参画を含め、幅広く、また複合的にテーマを設定し取り組む実情がある。	男女共同参画に関する住みよいまちづくり講座や地域課題等学習講座の開催を推進して、一層の学習機会の提供に努める。
	重要課題4 多様な価値観や生き方の理解促進	施策の方向① 人権を尊重する社会づくりのための意識啓発	15	多様な性のあり方の尊重	全ての人が基本的人権を尊重されるべきという観点から、性的少数者であることを理由にその権利が侵害されることがなく、性の多様性を認め合える社会づくりのために広報、学習機会の提供を充実します。また、自らの性的指向や性自認を大切にし、他者の性も尊重できるように、小・中学校での教育活動を進めます。	学校教育課	人権学習年間計画にLGBTQ+などの学習を入れていく。	全ての中学校で取り組む。	100%	100%	B	社会的にも、LGBTQ+などの性の多様化について広く周知されたこともあり、多様な性の在り方について理解が深まってきた。	性の多様性について教職員や保護者への啓発も必要である。	性的マイノリティに身を置く児童・生徒一人ひとりへの適切な配慮について、教職員や保護者がより理解を深め、本人の思いを大切にしたい取組を柔軟に行っていく必要がある。中学校卒業後のことも見据えた取組が重要である。
			16	性的指向や性自認に関する相談支援の充実	性的指向や性自認について、悩みを抱える人を対象とした、相談窓口の紹介等の支援を行います。	人権・市民生活課	性的指向や性自認に係る悩みを抱える人を対象とした相談窓口等の情報を収集し、広報周知を行う。			公益財団法人滋賀県人権センターによる「LGBTQ 性的マイノリティ電話相談」のポスターを庁舎内に貼り、チラシを配架した。	B	来庁者に向けて相談窓口のお知らせを行うことができた。	人権フェスティバルにて開催した婚姻の平等（同性婚）に関するパネル展示「わたしたちだって”いいふうふ”になりたい展」を通じて、性的マイノリティの人権の啓発はできたものの、相談窓口に関する情報発信の機会が少なかった。	相談窓口の情報等を市広報、ホームページ、SNS等の様々な方法により広く周知する。
			17	高齢者、障がい者等の人権の尊重	一人ひとりが社会の構成員として、社会とのつながりを持ちながら充実した生活を送れるよう支援するとともに、幅広い年齢層への研修会・講演会等を実施し、高齢者・障がい者への理解を促進します。また、認知症等による判断能力が低下した人の権利擁護のため、成年後見制度の積極的な活用 に努めます。	障がい福祉課	市民向けの研修会・講演会の開催	市民向けの研修会を計画的に開催	研修会を開催し、障がいの理解を促進する。また、講師派遣を行い、各地域での障がい理解を促進する。	精神障がい理解のための講演会（1回） 障がい者理解啓発派遣リストの活用 手話出前講座	B	毎年講演会を開催しており、家族や障がい施設従事者等が参加され、参加者からは理解につながったとの声が多かった。	市内の教育機関・社会福祉法人・NPO法人・自治会など多方面で行われる障がい理解に関する研修会に講師を派遣して障がい理解の促進に努めたが、企業からの派遣の依頼は見られなかった。	市内企業の会議等で、障がい特性の理解のための研修会の開催と講師派遣リストの積極的な活用に向けた啓発を継続させる。
						長寿福祉課	・本人申立や親族申立が期待できない人に対して、市が成年後見制度の申立てを実施する。 ・日常生活が困難であったり、虐待を受けている高齢者について、保護措置を行う。 ・認知症を正しく理解し、地域で支える体制を整備するため、認知症啓発ボランティアを養成する。	市長申立件数（高齢）措置対応数 養成講座開催数 養成講座受講人数	・成年後見制度利用促進を図るために、市長申立の実施等必要な対応をとる。 ・環境的・経済的理由により養護老人ホーム等への措置入所が必要な人に対し、適切な権利擁護を図る。 ・認知症を正しく理解し、地域で支える体制を整備するため、認知症啓発ボランティアを養成・育成する。	<市長申立件数（高齢）> 5件 <新規措置対応数> 7件 <認知症啓発ボランティアの養成・活動支援> ・新規キャラバンメイト養成:5名養成 ・中学校・高校での認知症啓発にキャラバン・メイトが参加。 ・オレンジサポーター定例会の開催:11回 ・オレンジサポーターによる認知症啓発:小学校5校(414名)、地域の団体、市民への啓発5回(87名) <認知症サポーター養成講座開催回数・人数> ・企業等1回(22名)、中学校2校(316名)、高校1校(50名)	B	・成年後見制度の利用相談があり、市長申立の必要がある人に対し、市長申立の実施ができた。 ・養護老人ホームへの措置入所が必要な人に対し、適切な権利擁護を図ることができた。 ・引き続き地域に向けた啓発を実施することができた。小学校向けの啓発は令和6年度が1校であったが、令和7年度は5校に大幅に増加したことから、認知症に対する理解促進を行うことができた。	・成年後見制度が必要な人は年々増加傾向にあるが、中核機関がない。 ・認知症啓発に関しては、啓発方法を見直し、多くのボランティアが参加でき、継続的に啓発活動がてきような体制を作る。オレンジサポーター定例会をキャラバン・メイト定例会に拡大し、キャラバン・メイトのモチベーションアップやスキルアップの機会を提供する。	・中核機関設置に向けて方向性の検討を行ったため、関係機関と協議を行う。 ・認知症啓発に関しては、啓発方法を見直し、多くのボランティアが参加でき、継続的に啓発活動がてきような体制を作る。オレンジサポーター定例会をキャラバン・メイト定例会に拡大し、キャラバン・メイトのモチベーションアップやスキルアップの機会を提供する。
		施策の方向② 国際的な取組との協調	18	異文化理解や国際的な人権感覚の育成	各学区への国際理解を深めるための講座等の学習機会の拡充や、市民や市民団体が行う男女共同参画に関する国際交流活動や国際協力を支援します。また、新たに転入等をした外国人住民に対する、各交流事業への参加促進に努めます。	まちづくり協働課	関係機関との連携により、事業の共催や後援を行う。			各種講座を開催し国際交流に努めた。	B	市国際協会において多文化まるごと講座等を開催し、市民の異文化の理解や国際交流の機会を提供できた。	新たに転入される外国人住民に対して、交流事業への参加の呼びかけが不十分だった。	各学区等に外国人住民を含む多くの住民が参加できる事業の実施を呼びかける
						人権・市民生活課	市全体の参画状況の分析を行い、課題の検討を行う。	女性登用率	前年より増	前年より0.9%減少した(27.1%から26.2%に減少)	C	市が設置する審議会や協議会等における委員推薦において、積極的な女性の推薦を促進した。	職務指定（充て職）や各団体からの推薦によって登用されるため女性の選出を依頼すること自体が困難であったり、そもそも推薦できる女性委員がいないなどの意見があった。	市が設置する審議会等における委員推薦で、女性の推薦を促進していく。
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	重要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	施策の方向① 審議会等への女性の登用	19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	人権・市民生活課	市全体の参画状況の分析を行い、課題の検討を行う。	女性登用率	前年より増	前年より0.9%減少した(27.1%から26.2%に減少)	C	市が設置する審議会や協議会等における委員推薦において、積極的な女性の推薦を促進した。	職務指定（充て職）や各団体からの推薦によって登用されるため女性の選出を依頼すること自体が困難であったり、そもそも推薦できる女性委員がいないなどの意見があった。	市が設置する審議会等における委員推薦で、女性の推薦を促進していく。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R7)	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
						教育総務課	近江八幡市教育委員会定例会を毎月開催し、委員として女性委員を積極的に登用し、幅広い意見を求める。	教育委員会委員の男女比率	40～60%	女性委員の登用率 50% (2名/4名)	B	令和2年度から同様の比率となっており、目標は達成している。	委員の改選は毎年あるため、後任人事を検討する際は女性委員の積極的な登用を意識しておく必要がある。	引き続き、後任人事を検討する際には女性委員の積極的な登用を意識する。
						行政改革課	①行政改革推進委員会 (任期R6.8.29～R8.3.31) ②近江八幡市公の施設指定管理者 (任期R6.4.1～R8.3.31)	審議会等の男女比率	男女比率 50%:50%	女性委員の登用率 ①33% (3名/9名) ②20% (1名/5名) ①②total 29% (4名/14名)	D	①2年任期であり、R6に引き続き委員の変更はなく、女性委員の登用には至らず、登用割合の増加にはつながらなかった。 ②2年任期であり、R6に引き続き委員の変更はなく、女性委員の登用には至らず、登用割合の増加にはつながらなかった。	①各団体等からの推薦委員がいるため、女性委員の割合は意図せず減少する可能性がある。 ②委員任期は2年であるが長期的視点で審査いただくため、外部委員は再任される可能性が高い。そのため、外部委員における女性委員登用割合が変化しにくい。	・女性委員退任に伴う後任の選任については、引き続き女性委員の選出を推進していく。 ・地域で活躍している女性の情報収集に努め、適任者がいる場合は、積極的に委員に登用していく。 ・次回の委員選出時に、より多くの女性が委員として活動いただけるよう、委員公募に係る選定時には、男女構成を加味していく。
						管財契約課	入札及び契約制度並びに不正行為の抑制に関すること並びに競争参加資格の設定方法及び指名競争入札に係る指名選定方法等に係る会議に女性の登用を図ります。	入札監視委員会の委員男女比率	(R4～8) 50%以上	女性委員の登用率 66.7% (2名/3名)	A	令和7年度は2年任期の2年目であり、委員会をこれまで同様2回開催し、それぞれの立場から積極的に意見が出された。	前任委員や選出機関からの推薦により就任いただいているため、女性委員の推薦を継続して働きかける必要がある。また、委員数が3名と少ないため、男女比のバランスが難しい面がある。	女性の委員2名に再任いただいたため令和8～9年度についても過半数が女性となる。引き続きそれぞれの立場から意見を賜りたい。
						環境政策課	環境審議会	審議会等の男女比率	【R6】40～60% 【R7】40～60%	女性委員の登用率 40.0% (4名/10名)	B	各種市民団体の代表者を委員に選任しているため、必ずしも女性委員の登用促進が図れるとは限らない。	各種団体から委員の推薦を依頼しているところもあり、必ずしも女性委員の登用促進が図れるとは限らない点。	委員改選時で、全体のバランスを鑑みて女性委員の選任を引き続き積極的に行う等の取組を行う。
						生活環境課	廃棄物減量等推進審議会	審議会等の男女比率	【R5】40～60% 【R6】40～60%	女性委員の登用率 33.3% (3名/9名)	C	廃棄物減量推進審議会では、女性委員の人数は昨年と変わりないが、目標値を下回る結果となった。	各種市民団体の代表者を委員に選任しているため、必ずしも女性委員の登用促進が図れるとは限らない。	委員改選時で、全体のバランスを鑑みて女性委員の選任を引き続き積極的に行う等の取組を行う。
						建築課	建築審査会	審査会等の男女比率	女性委員の登用率 40～60%	女性委員の登用率 57.14% (4名/7名)	B	委員任期が2年のため前年度と同体制で運営	県内において女性学識者が相対的に少なく、人選が厳しい状況である。更なる情報収集を行い、女性委員の登用を維持していく必要がある。	令和8年度の委員改選においても、女性委員継続・新規登用ができるよう情報収集を行ない、男女比率の維持、向上に努める。
						都市計画課	近江八幡市都市計画審議会及び近江八幡市風景づくり委員会の開催	審議会等の男女比率	R5以降の女性割合 都市計画審議会 5名/15名 風景づくり委員会 4名/14名	女性委員の登用率 【都市計画審議会】 27% (4名/15名) 【風景づくり委員会】 14% (2名/14名)	C	都市計画審議会においては、1名増加した。	学識経験者については、留任いただいている経緯もあり、変更が困難である。また、各団体からの推薦者については、男性の推薦が多い現状がある。	各団体へ女性を積極的に登用するように市全体で推進していく。市が直接就任依頼できる委員については、女性の登用を念頭に入選を行う。
						学校教育課	課内の事業で行う審議会等の委員に女性を半数以上登用し、幅広い意見を求める。	審議会等の男女比率	女性委員の登用率 40～60%	女性委員の登用率 40～60%	B	引き続き女性率は増加傾向であり、目標を達成した。男女のバランスが確保できている。	出席者が固定されがちなので、より多様な人材の登用に努める。	引き続き、男女のバランスを確保するよう努めていく。
						観光政策課	①市観光振興計画策定委員会 ②市観光振興計画ワーキンググループ ③市観光振興計画プラットフォーム	審議会等の男女比率	女性委員の登用率 40～60%	該当なし	E	該当なし	該当なし	該当なし
						文化振興課	①市重要文化的景観保存活用検討委員会 ②市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ③市文化財保護審議会 ④市文化財保存活用地域計画連絡協議会 ⑤市文化振興審議会	審議会等の男女比率	女性委員の登用率 40%以上	女性委員の登用率 ①9.1% ②0% ③開催せず ④開催せず ⑤50%	C	文化振興審議会においては、公募にて女性委員を登用するなどし、目標を達成することができた。	専門性が高い審議会及び地域からの推薦枠が多い審議会等については、調整が困難である。	団体推薦の方法を検討し、引き続き適任者がいれば女性の積極的な登用を行っていく。また、学識経験者については、情報収集を行う。
						上下水道総務課	水道事業運営委員会 公共下水道事業審議会	審議会等委員の男女比率	女性比率の向上	女性委員の登用率 【水道事業運営委員会】 33.3% (3名/9名) 【公共下水道事業審議会】 33.3% (3名/9名)	C	水道事業運営委員会、公共下水道事業審議会共に委員の改選を行ったものの、女性比率は前年同となった。	一般的に上下水道分野への女性参画が少なく、女性委員の割合が低い傾向にあるという課題がある。	委員の改選時において、引き続き女性委員の積極的な登用を図る。
						図書館	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として、図書館協議会を設置します。	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等における男女比率 (R1) 50% (R2) 50% (R3) 50% (R4) 50% (R5) 50%	女性委員の登用率 【図書館協議会】 66.7% (8名/12名)	A	図書館協議会を開催し、館長の諮問事項及び図書館奉仕について意見を拝聴し、図書館運営の向上に努めている。	委員任期は2年であり、委員選定、任命時に目標比率の達成の維持に努める。また、条例改正が必要であるが、公募制の検討を行う。	同左
						全課 (住宅施策推進室)	近江八幡市空家等対策審議会 (任期:令和7年11月1日～令和8年10月31日・令和8年11月1日～令和9年10月31日)	近江八幡市空家等対策審議会の構成委員における女性比率	女性委員の登用率 40%以上	女性委員の登用率 37.5% (3名/8名)	B	R7年度から女性委員を1名増。その後、他推薦団体から女性委員が交代となり、1名減となったが目標をほぼ達成した。	関係機関の充て職で依頼をする場合や推薦団体に女性役員が在籍しておらず、現状、女性役員の推薦が不可能な場合がある。	特に無し

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R7)	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
		施策の方向② 企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画	20	事業所に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報提供と啓発	誰もが働きやすい社会の実現に向け、オンラインの活用をはじめとした仕事と家庭生活の両立をふまえた働き方や、女性の登用を図るための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性について、講演会・セミナー（オンラインを含む）等を通じて、事業所やその事業主などのトップ層への啓発に努めます。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者	30名	事業所に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）周知として、県など関係機関が実施する事業等の情報発信を行った。また、職場環境の改善に係るものとして、ポジティブ・アクションの内容を含む講演会を実施した。	B	チラシやHP、市LINEで関係機関が実施するワーク・ライフ・バランスに関する事業や女性が今後リーダーになるためのスキルを学ぶ研修会の周知を行った。	市内事業者を対象として年に1回あらゆるテーマで人権啓発を行っている。ポジティブアクションに関する内容をテーマに掲げセミナーを開催することは困難であるため、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努めます。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
			21	各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけ	各種団体や地域活動団体等において、方針決定の場への女性参画が進むよう、関係機関と連携を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消や女性登用について働きかけます。 また、自治会に設置している男女共同参画推進員による研修会を実施し、女性参画の重要性について理解を促進します。	まちづくり協働課	女性委員の登用を呼びかける。	女性登用率40%以上 （令和5年度の目標：9.5%）		29%	A	市連合自治会幹事会において、自治会の役員選出にあたって、可能な範囲で女性の選出を依頼した結果、令和7年度目標を達成することができた。	自治会内における役員選出において、若手や女性が担えるよう役員の負担をどのように軽減していくかが課題となっている。	自治会役員の負担軽減について、議論を重ねるとともに、令和6年度に新設した自治会デジタル化促進事業補助金を活用した自治会のスリム化・役員の負担軽減を図っていく。
						人権・市民生活課	各自治会に男女共同参画推進員を設置し、それぞれの自治会で男女共同参画についての学習会を開催することで女性の参画機会について理解を深めてもらう。	各自治会における学習会の開催率		各自治会における男女共同参画懇談会の開催率29.1%（前年26.5%より2.6%上昇）	B	50自治会において男女共同参画懇談会が開催された。昨年度よりも実施自治会数が5増加した。	人権尊重のまちづくり懇談会と比較すると、男女共同参画懇談会の開催は少なくなっており、開催を呼び掛けていく必要がある。	人権尊重のまちづくり懇談会と男女共同参画懇談会を合同開催できる基準を明確にし、各自治会における男女共同参画懇談会の開催率の向上を図る。
	重要課題2 働く場での男女共同参画の推進	施策の方向① 多様な生き方や能力を発揮するための支援	22	労働に関する法制制度等の周知	女性労働者が男性労働者と同等な雇用機会と待遇の平等を保障され、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、労働者に対して「改正男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの法律の一層の周知を図ります。 パートタイム労働者や派遣就業者の処遇と労働条件の向上のため、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」や人材派遣に関わる法律、指針の周知を図ります。 また、在宅で働く人の権利が守られるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図ります。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。労働に関する法制制度等の周知に繋げた。	B	市内の事業所を対象にカスタマーハラスメント及びパワーハラスメントの対策方法や、労働施策総合推進法の一部改正にあたり事業所として求められる対応について学ぶ機会を提供した。	さらに多くの事業者が本セミナーに興味・関心を持っていたけよう、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努めます。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
			23	働く場での意識改革の推進	商工会議所・商工会との連携や、「企業内人権問題研修窓口担当者設置事業所」への情報提供の機会などを活用して、働く場での男女平等を進めるため、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者・働き方改革セミナー参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。性別による差別につながるようなハラスメントなくすよう、呼びかけることで働く場での意識改革の推進に繋げた。	B	市内の事業所を対象にカスタマーハラスメント及びパワーハラスメントの対策方法や、労働施策総合推進法の一部改正にあたり事業所として求められる対応について学ぶ機会を提供した。	さらに多くの事業者が本セミナーに興味・関心を持っていたけよう、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努める。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
			24	様々なハラスメント防止に対する取組の充実	関係機関と連携しながら、研修会をはじめ、あらゆる機会を通じて様々なハラスメント防止に向けた啓発に努めます。 また、ハラスメントに関する相談担当者の設置について事業所等に働きかけるとともに、県及び市などの公共機関の相談窓口について市民への周知を図ります。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者・働き方改革セミナー参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。様々なハラスメント防止に対する取組の充実に繋げた。	B	市内の事業所を対象にカスタマーハラスメント及びパワーハラスメントの対策方法や、労働施策総合推進法の一部改正にあたり事業所として求められる対応について学ぶ機会を提供した。	さらに多くの事業者が本セミナーに興味・関心を持っていたけよう、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努める。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
						人権・市民生活課	関係機関と連携し、研修会等、あらゆる機会を通じてハラスメント防止に向けた啓発を行う。ハラスメントに関する公共機関の相談窓口について市民への周知を図ります。	実施の有無		啓発用品の配布したり、人権週間の記事を市広報に掲載するなどして相談窓口を周知した。	B	12月の人権週間にあわせて街頭啓発を行い、みんなの人権相談110番のウェットティッシュを配布したほか、市広報12月号に人権週間に関する記事を掲載し、人権相談窓口を紹介した。	人権相談ではハラスメントの相談も扱っていることを周知する必要がある。	人権相談窓口について継続して周知する。
			25	「農山漁村女性の日」（3月10日）の活動を通じての社会的機運の醸成	農山漁村女性が農林水産業の重要な担い手であることを正しく認識し、適正な評価への社会的機運を高め、農山漁村女性の社会参画を支援します。	農業振興課	県等が開催する女性農業者向けの研修会等を周知し、参加の促進を行う。	設定なし	県等が開催する女性農業者向けの研修会等があれば周知する。		B	県等が開催する女性農業者向けの研修会等に、女性認定農業者を中心に周知した。	特になし	女性認定農業者を中心に引き続き周知に努める。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
		施策の方向② 女性の就労支援、女性の管理職登用に向けた事業所への啓発	26	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産業や商工自営業等に従事する女性が持てる能力を十分に発揮でき、男性と対等に経営や地域づくりに参画できるよう、就業環境や就業条件の改善を図るための情報提供や啓発を進めます。	農業振興課	農業経営改善計画（認定農業者）の申請受付の際などに、家族経営協定の制度について周知に努める。	設定なし	家族経営協定の制度について周知を行う。（家族経営協定の導入については各農家が判断するものなので、目標件数は設定していない）		B	認定農業者を中心に家族経営協定の制度を周知した。	特になし	認定農業者を中心に引き続き周知に努める。
						商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者・働き方改革セミナー参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。性別による差をなくすよう呼びかけ、女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備に繋げた。	B	市内の事業所を対象にカスタマーハラスメント及びパワーハラスメントの対策方法や、労働施策総合推進法の一部改正にあたり事業所として求められる対応について学ぶ機会を提供した。	さらに多くの事業者が本セミナーに興味・関心を持っていただけるよう、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努める。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
			27	女性の就労に関する様々な情報提供	滋賀マザーズジョブステーションやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、女性のための就労に関する情報提供を行います。また、起業や創業の支援に向けては、コミュニティビジネスやNPO設立、SOHOに関する研修会等の情報提供や相談を実施します。また、周知にあたり、定期的な行政番組や自治会の回覧での広報等、多様な媒体の活用にも努めます。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	職業相談・キャリアカウンセリング相談件数	職業相談 48件 キャリアカウンセリング 30件	職業相談 17件 キャリアカウンセリング 16件 その他、チラシ、パンフレット、ホームページからの情報提供を実施	B	チラシ・パンフレット等による情報提供のほか、ハローワーク担当者と連携しての巡回職業相談、商工振興課職員による就職情報相談の職業相談を実施し、再就職・転職の相談・情報提供を行った。	継続した行政番組及び自治会回覧での周知・広報が必要である。	引き続き行政番組や市公式LINE、自治会回覧等での周知・広報を行う。
			28	キャリアカウンセリング等の相談事業	様々なライフステージにいる各々の女性のケースに応じて、専門のキャリアコンサルタントによるキャリアプランの作成助言や労働に関する悩みの相談を行うキャリアカウンセリングを実施します。また、周知にあたり、定期的な行政番組等での広報に努めます。	商工振興課	キャリアカウンセリング事業を実施。また、巡回職業相談・就職情報相談・商工労政課窓口での職業相談を実施。	職業相談・キャリアカウンセリング相談件数	職業相談 100件 キャリアカウンセリング 30件	職業相談 17件 キャリアカウンセリング 16件 その他、チラシ、パンフレット、ホームページからの情報提供を実施	B	チラシ・パンフレット等による情報提供のほか、ハローワーク担当者と連携しての巡回職業相談、商工振興課職員による就職情報相談の職業相談を実施し、再就職・転職の相談・情報提供を行いました。	継続した行政番組及び自治会回覧での周知・広報が必要です。	引き続き行政番組や市公式LINE、自治会回覧等での周知・広報を行います。
			29	女性の管理職登用の推進	管理職として経験や能力が十分に発揮できるような資質向上のための学習の場の提供を積極的に行うよう事業所に働きかけるとともに、女性活躍に関する事例紹介等を行う講演会・セミナー等を実施します。	商工振興課	チラシ、パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）のほか、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。性別による差の是正に強めるよう事業者に呼びかけることで、女性の管理職登用の推進に繋げた。	B	市内の事業所を対象にカスタマーハラスメント及びパワーハラスメントの対策方法や、労働施策総合推進法の一部改正にあたり事業所として求められる対応について学ぶ機会を提供した。	さらに多くの事業者が本セミナーに興味・関心を持っていただけるよう、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努める。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
		施策の方向③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり	30	育児・介護のための休業取得の男女平等の推進	事業所に対し、「育児・介護休業法」の周知を図るとともに、女性だけでなく男性においても育児・介護休業の取得率を高めるため、チラシ・パンフレット等で啓発を行います。併せて、取得後、復帰しやすい職場環境づくりに努めるよう働きかけ、「両立支援等助成金」などの情報提供を通じて支援します。また、取得等を理由に解雇や不利益な扱いが行われないよう、「改正男女雇用機会均等法」の周知を図ります。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、育児・介護休業取得の男女平等の推進に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	働き方改革セミナー参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。男性の育児や、介護取得などの際の不当な扱いのないよう呼びかけ、育児・介護のための休業取得の男女平等の推進に繋げた。	B	市内の事業所を対象にカスタマーハラスメント及びパワーハラスメントの対策方法や、労働施策総合推進法の一部改正にあたり事業所として求められる対応について学ぶ機会を提供した。	さらに多くの事業者が本セミナーに興味・関心を持っていただけるよう、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努める。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
			31	過労働の防止	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」をふまえ、事業所に対し、働く男女が仕事と家庭やその他の生活を調和させ、希望する生き方ができるよう、労働時間や年次有給休暇の取得だけでなく、特別休暇、メンタルヘルス対策、育児・介護支援といったワーク・ライフ・バランス推進の取組についても啓発します。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、過労働の防止に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	働き方改革セミナー参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。職場環境の改善に向け、無理のないワーク・ライフ・バランスにつながるような内容に触れていただき、過労働の防止の推進に繋げた。	B	市内の事業所を対象にカスタマーハラスメント及びパワーハラスメントの対策方法や、労働施策総合推進法の一部改正にあたり事業所として求められる対応について学ぶ機会を提供した。	さらに多くの事業者が本セミナーに興味・関心を持っていただけるよう、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	引き続きチラシやHP等で関係機関が実施する事業の周知に努める。また、事業所が求めるテーマでセミナーの実施を検討する。
			32	多様な就業ニーズへの対応	短時間勤務制度やフレックスタイム制など、多様な働き方に関する情報提供を行いワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、働き方改革に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	働き方改革セミナー参加者	30名	多様な就業ニーズへの対応に係る情報提供として、県など関係機関が実施する事業の周知を行った。また、勤務体制にかかる内容を含む講演会を実施した。	B	国・県・市等からのチラシやポスターを掲示し、ハラスメント防止に関する周知啓発に努めた。	市内事業者を対象として年に1回あらゆるテーマで人権啓発を行っている。多様な働き方（ワーク・ライフ・バランス）のみをテーマに掲げセミナーを開催することは困難であるため、社会情勢や企業ニーズに合わせたテーマ設定を行う必要がある。	講演会の実施やホームページ、広報などを積極的に用い幅広く周知を行う。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】	
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向④ 女性の創業に向けた支援	33	テレワークの活用促進に向けた啓発	仕事と生活の両立を進める手法の1つとして、テレワーク導入促進の啓発に努めます。	商工振興課	チラシ・パンフレット・ホームページによる啓発、情報提供（講演会・セミナー開催情報など）の他、テレワークの活用促進に関するセミナー及び事業所向けに誰もが働きやすい社会の実現に向けた取組をテーマにした講演会の実施。	講演会参加者・働き方改革セミナー参加者	30名	労働施策総合推進法の施行により、事業所としてカスハラ・パワハラ対策を講じることが求められており、ハラスメント防止策や対応方法、組織体制の構築方法を学び、安心・安全な職場づくりをサポートするために、カスハラ・パワハラ対策セミナーを、市内事業者（19名）を対象に実施。様々な働き方を実施することを許容できる体制や風土づくりに触れていただく形でテレワークの活用促進にかかる啓発に繋げた。	B	テレワーク等の導入促進を目的とし、R3当初予算編成時にコワーキングスペースの整備事業関連費等の予算要求を行ったが、予算化されなかったため、事業を行っていない。	多様な就業のひとつとしてテレワーク導入の促進が考えられるが、近年感染症拡大の収束や職種により導入が難しい場合がある。テレワーク以外の働き方が仕事と家庭の両立に有効になる場合もあるため、個々のライフスタイルや職種に最適な就業環境整備の促進を行う必要がある。	テレワークの活用については多様な就業形態のひとつとして検討し必要に応じて周知啓発を行う。	
			34	創業に向けた講座や交流の場の充実	創業しようとする女性に対し、関係機関と連携を図りながら学習の場や創業に関する情報、ロールモデルについての情報提供を行います。	商工振興課	市から交付している補助金を活用し、近江八幡商工会議所、安土町商工会、滋賀中央信用金庫が合同で「はちまん創業塾」を開催している。本セミナーは認定特定創業支援事業であり、修了することで各種支援措置を受けられる証明書が発行できます。	創業塾の参加者	20名	32名	A	全6回のセミナーを開催し、5回以上出席した者に対して修了証を発行した。	受講のみで終わらず、より多くの受講者が創業していくための仕組みづくりや、受講内容のブラッシュアップを検討する。	令和8年度も市からも補助金を交付して同様の事業を実施予定。	
	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	施策の方向① 暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成	35	暴力及びハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発	女性、子ども、高齢者、障がい者、性的指向・性自認などに対する差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められるよう、啓発活動を進めます。また、精神的・経済的な暴力やデートDVなど様々な暴力の形態について、周知に努めます。	人権・市民生活課	差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であり、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められる啓発活動を行う。精神的・経済的な暴力やデートDVなど様々な暴力の形態について、周知に努める。	啓発の有無		11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、広報を実施した	A	市広報11月号への記事掲載や市HPの特設、LINE配信に加え、市内各所へのポスター・リーフレット・カードの配架・掲示、白雲館のパープルライトアップなどを実施した。このように多角的なアプローチによる啓発活動を展開したことで、より積極的かつ効果的な広報啓発が図られた。	DVの相談先として配偶者暴力相談支援センターの認知度が低いため、周知を図る必要がある	「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、DVに関する啓発に継続して取り組む
							こども家庭センター	暴力やハラスメントのない社会作りのための啓発活動を実施。	年に1回（11月）広報等での周知、啓発	(R3) 年1回の広報等での周知、啓発（児童虐待） (R4) 〃 (R5) 年1回の広報等での周知、啓発（児童虐待、DV等） (R6) 〃 (R7) 〃	11月：広報掲載、ZTVの行政番組放映、本庁ロビーでのパネル展示、庁舎前道路にのぼり旗設置、学校等関係機関への啓発物品配布、駅前街頭啓発を実施 通年：窓口にてDVに関するポスターを掲示	B	児童虐待防止月間（11月）を中心に、広報紙やZTVの行政番組を活用した周知、啓発を実施、児童虐待等の防止、早期発見につなぐことができた。またDVに関する啓発についても取り組むことができた。	啓発活動について年間を通して実施しているものが少ないため、今後実施について検討が必要。	児童虐待やDVが重大な人権侵害であること、その社会的背景についての理解が深められるよう、周知、啓発に努める。また、市のHPなどを活用し、年間を通じて啓発を実施できる体制を整える。
							学校教育課	各校の人権教育年間指導計画にさまざまな人権問題についてバランス良く盛り込み、計画に従って指導を実践する。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	系統的に人権教育を積み重ねていくことにより、差別に気づき、許さない意識の向上がみられた。	知識として理解していても、実際の生活等につなぐことができない児童・生徒もいるため、学びを実践につなげたい。	学んだことを、実際の学校生活や家庭・地域社会での実践につながるよう、児童生徒が自分事として課題を捉えられるよう指導を工夫していく。また、性的マイノリティの尊重に係る指導計画の見直しや指導方法について深めていく。
				36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。また、若年層を対象としたいわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	健康推進課	2歳6ヶ月児相談にて、親を対象に「ほめる育児」のテキストを配布	健康教育実施人数	令和7年度テキスト配布人数：577人	B	保健指導の際にテキストを配布し、子どもへの対応に困り感がある保護者を把握した場合は、テキストを参考にしながら詳細な話を聞き取り、相談・助言することが出来た。近年は母親のみならず両親での健診来所や、父親のみが来所される場合もあることから保健指導の対象者が広がっており、育児は母親だけがするものではないという認識が広まってきていると考える。	就労している保護者が増えており、一人ひとりの保健指導に十分な時間が取れないことがある。指導が必要な方にて、健診場面では十分時間が取れない場合は、事後フォローに繋げるよう引き続き努めていく。	2歳6か月児相談での資料配布は継続。スタッフ間での気付きがあったり、保護者の反応や状況が変化したりした場合は内容の見直しを検討とする。	
							こども家庭センター	暴力やハラスメントのない社会作りの啓発の一環として研修会を実施。	①関係機関向け研修会の開催回数、参加者数 ②子ども向け啓発実施校数	(R3) ①前年度比100%以上、 ②3校（モデル事業のため） (R4) ①前年度比100%以上、②12校 (R5) 〃 (R6) 〃 (R7) 〃 (R8) 〃	①関係機関向け研修会：開催回数6回、参加者数122人 ②子ども向け啓発実施校数：市内全小学校12校、市内未就学施設1園	A	・学校教員等の関係機関向けに啓発を実施し、児童虐待等の早期発見、対応につなぐことができた。 ・市内全小学校（12校）の4年生を対象に、子ども向けの啓発を実施し、子どもたち自身に様々な権利が保障されていることを認識してもらい、自分を守る方法を考える機会が提供できた。 ・R7より対象幅を広げ、市内未就学施設に在籍する5歳児にも啓発を実施した。	未就学施設に在籍する5歳児対象に啓発を開始したが、周知時期が遅かったことも起因し、年間カリキュラムに組み込むことが難しい園が多く、受講施設が1園にとどまった。	未就学施設での受講施設増加に向けて、周知時期や啓発方法を見直す。
							人権・市民生活課	性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供を行うほか、11月12日から11月25日にかけて実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の広報とパープルライトアップを行う。	実施の有無		11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、広報を実施した	A	市広報11月号への記事掲載や市HPの特設、LINE配信に加え、市内各所へのポスター・リーフレット・カードの配架・掲示、白雲館のパープルライトアップなどを実施した。このように多角的なアプローチによる啓発活動を展開したことで、より積極的かつ効果的な広報啓発が図られた。	DVの相談先として配偶者暴力相談支援センターの認知度が低いため、周知を図る必要がある	「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、DVに関する啓発に継続して取り組む
							長寿福祉課	高齢者虐待の防止に向けて、介護支援専門員、市民に向けた啓発を実施。	介護支援専門員向け啓発件数	高齢者虐待の予防のための理解を広める。	介護支援専門員向け啓発（研修会）…1回 介護をしている市民への啓発…1回	B	介護支援専門員、介護を担う市民に対して、高齢者虐待予防についての理解を広める啓発を行うことができた。	介護者・介護支援専門員向けの啓発は毎年実施しているが、より高齢者虐待の予防のための理解を得られるように啓発方法の見直しや体制整備が必要。	高齢者虐待予防のための理解啓発のため介護支援専門員向けに研修会を企画。また、契約時にケアマネジャーから介護者へ虐待に関するチラシを配布する。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
		施策の方向② 暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援				障がい福祉課	障がい者虐待の防止、早期発見・早期対応を目指して、市民や障害福祉サービス事業所に向けて啓発や学習機会の提供を行う。	市民への啓発 事業所への学習機会の提供	市民への啓発 年一回 事業所への学習機会の提供 年一回以上	・障がい者虐待防止に向けた啓発用ティッシュを作成し、当課窓口及び障がい福祉サービス事業所・学校・コミュニティセンター等への配布 ・近江八幡駅前にて街頭啓発としてティッシュの配布を実施 ・日中活動及び入所系事業所間で虐待防止の取組に関する意見交換会の実施	B	・事業所間の意見交換を行うことで、他事業所の取り組みや対応を学ぶ機会があり、職員の虐待防止に対する意識向上につながった。	・啓発用ティッシュの配布により、市民の意識向上へとつながったかどうか、評価が難しい。	・広く市民に向けて、啓発用ティッシュの配布を継続する。 ・事業所を対象とした意見交換会を開催。虐待に関する事例検討を行い、市内事業所職員が情報や取り組みを共有し、意識を高めることのできる場を設ける。
			37	犯罪防止に向けた情報提供の充実	警察と連携した「近江八幡タウンメール」での不審者情報の発信など、犯罪防止に向けた情報提供の充実を図ります。また、多くの方に利用してもらえよう、他課と連携し、利用者の増加に努めます。	人権・市民生活課	タウンメール登録者の増加のため、チラシ配布等の情報提供を行う。	タウンメール登録者数		令和8年3月末をもってタウンメールはサービス終了とし、令和7年度は定期的にサービス終了のお知らせを行いつつ、LINE配信と併用で防犯情報を配信した。	B	タウンメールとLINE配信の両方で防犯情報を発信できた。	LINE配信のほか、市HPや広報等あらゆる手法を活用して防犯情報の発信に取り組んでいく必要がある。	今後は市公式LINEで引き続き防犯情報を発信していく。
			38	暴力及びハラスメントに関する相談先の広報・啓発	多様な媒体を活用し、暴力やハラスメント等の被害にあった際の相談窓口について、周知に努めます。	人権・市民生活課	市広報やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、相談窓口等の情報の周知を行う。	実施の有無		啓発用品の配付をしたほか、人権週間の記事を市広報に掲載するなどして相談窓口を周知した。	B	12月の人権週間にあわせて駅頭啓発を行い、みんなの人権相談110番のウェットティッシュを配布したほか、市広報12月号に人権週間に関する記事を掲載し、人権相談窓口を紹介した。	人権相談ではハラスメントの相談も扱っていることを周知する必要がある。	人権相談窓口について継続して周知する。
			39	暴力及びハラスメント被害者に対する相談、支援体制の充実	被害者の心身の状況に十分に配慮し、回復するための支援を進めるとともに、被害者がさらなる被害（二次被害）に遭うことのないよう、相談しやすい体制の整備を図ります。また、被害者に対して支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	人権・市民生活課	県立男女共同参画センターや庁内関係課との連携により、相談体制の充実と被害者支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供することの被害者支援について検討する。	実施の有無		専門機関（男女共同参画センター等）への紹介や適切な情報提供により、相談者が抱える課題に対して、支援へ繋げることのできる体制を整えることができた	B	専門機関（男女共同参画センター等）への紹介や適切な情報提供により、相談者が抱える課題に対して、支援へ繋げることができた。	なし	県立男女共同参画センターや庁内関係課と積極的に連携し、相談の継続など体制を整備する。被害者支援に関する情報の収集に努める。
						こども家庭センター	関係機関と連携し、暴力やハラスメント被害者の相談、支援を実施。	新規女性相談件数	相談内容に応じて適切に実施	新規女性相談件数：33件	B	女性相談支援員を配置し、相談者への相談支援を実施している。関係機関との連携も図れた。	被害者支援に関する社会資源の情報を対象者に提供できるよう関係機関と連携し情報収集に努める。	支援体制の充実と他市町との連携、社会資源等の情報収集、相談先の周知に努める。
			40	配偶者等からの暴力及びハラスメント等被害者に対する相談、支援体制の充実	県や警察、病院、関係諸機関等と連携した支援ネットワークづくりを進め、相談、一時緊急保護などトータルな支援体制の整備に努めます。	こども家庭センター	関係機関と連携し、DVやハラスメント等被害者の相談、支援を実施。	新規女性相談のうち、DV相談件数	相談内容に応じて適切に実施	新規女性相談のうちDV相談件数：29件	B	児相、病院、保護施設等、関係機関と連携し相談支援を実施することができた。	今後、更に被害者支援に関する情報収集に努める必要がある。	支援体制の充実に努める。
			41	新たな相談手法の検討	非常時においても、暴力・ハラスメントに関する相談ができるよう、電話相談やメール、SNS等を活用した相談手法を検討します。	こども家庭センター	電話を活用した相談手法を主軸とし、HP等のネットにおいて相談先を周知。	新規女性相談のうち、電話相談件数	相談内容に応じて適切に実施	新規女性相談のうち電話相談件数：9件	B	多様な相談手法について検討を行い、現状の電話相談から面談、他機関への繋ぎを行うことができた。	SNS等を活用した相談手法はまだ未実施。今後も必要性を含め検討が必要。	市広報、HPを通じ広報活動、支援体制の充実に努める。
						人権・市民生活課	暴力・ハラスメントに関する相談の電話やメール、SNS等を活用した多様な手法について検討する。	検討の有無		検討済み。電話だけでなく、メールやSNS等による多様な相談受付の方法は、すでに行っている。	B	多様な方法で相談を受け付けている。	多様な方法で相談を受け付けている相談機関の窓口等の情報を収集し、情報提供していく必要がある。	多様な方法で相談を受け付けている相談機関の窓口等の情報を収集し、情報提供していく。
	重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備	施策の方向① 各種相談体制の整備・充実	42	子育てに関する相談体制の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、育児不安等の軽減を図るため、利用者支援事業、教育相談室等、身近な場で相談や情報が得られるよう支援します。複雑化・複合化した相談内容については、関係各課との連携により、包括的な支援を実施します。	こども家庭センター	各子どもセンター・子育て支援センターにおいて、子育て相談の開催や、栄養士などの専門職による相談会を実施。	市内の各子どもセンターでの相談および利用者支援員の相談の集計	(R3)600人以上 (R4)600人以上 (R5)650人以上 (R6)650人以上 (R7)700人以上	子育て相談件数 953件(利用者支援事業)	A	歯科衛生士、管理栄養士、助産師などの専門職による個別の相談をする機会を作り、育児不安解消につながった。また、利用者支援員がいることで、相談内容によっては関係機関と連携し、包括的な支援につなげることができた。	複雑化、複合化する子育ての課題に対応していくために、関係機関の連携を高めていくことが必要。	今後もセンター職員、専門職、利用者支援員など、それぞれの立場に応じた相談の場を設け、子育て世代の育児不安解消に努める。
						健康推進課	母子健康手帳発行時の妊婦相談をはじめとした妊娠期からの切れ目ない支援を行うことにより、妊産婦が安心して妊婦・出産・産褥期を過ごし、母子の健康管理及び育児不安の軽減を行えるよう支援する。	相談件数	妊娠届出時、全数面談を実施	【R7指標実績】 相談件数 母子健康手帳交付時：669件（新規610件、転入59件） 総合相談件数（延べ）：295件 地域助産所相談：156件（内訳） 電話：85件 来所：111件 訪問：60件	B	母子健康手帳交付時に面談を必須としており、全数面談につながっている。また、面談時には妊娠・出産・子育て期に関する相談窓口を周知しており、困りごとがあれば相談につながっている。産後ケア事業も実施しており、相談内容によっては地域助産所相談ではなく産後ケア事業を利用されるため、地域助産所相談の相談件数が前年度より減少している。	自ら相談することができない人にも切れ目ない支援が提供できるよう、引き続き地域の関係機関（助産所、利用者支援員等）との情報共有や連携強化が必要。	自ら相談することができない人にも切れ目ない支援が提供できるよう、地域の関係機関（助産所、利用者支援員等）との情報共有や連携を強化する。
						学校教育課	学校では、教育相談担当者による周知を行い、教育相談等の相談機会を広報していく。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	教育相談室にて電話や来所での相談を受け付けた。学校では、担任、担任以外の教員、スクールカウンセラー、スペシャルサポートルーム支援員、訪問教育相談員など、多様な相談窓口を設けたことで、保護者の不安や悩みの解消に役立った。	相談が必要と思われる保護者であつても、仕事等の関係で時間がとれず、相談に至らないケースがあり、支援方法が課題である。	引き続き、情報発信に努めて教育相談活動の充実をめざす。また、相談内容によっては、関係各課、医療関係者との連携により、多角的な支援体制を実現していく。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】	
			43	高齢者に関する相談体制の充実	相談体制の強化に向け、全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう研修を行うとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。 また、専門的な相談に対応できるよう窓口相談の専門職員の配置に努めます。	長寿福祉課	各地域包括支援センターにおいて、総合相談業務を実施するとともに、地域包括支援センターへの相談に繋がるしくみづくりを推進するため、市民や関係機関に地域包括支援センターの役割を周知。	地域包括支援センターへの相談件数	高齢者やその家族等が困ったときに必要な相談、支援に繋がる。	総合相談件数…18168件（延べ）	B	高齢者の相談先として地域包括支援センターの周知が進んでおり、本人・家族のほか民生委員や関係機関から相談がある。地域の見守りのなか、高齢者が相談につながる仕組みができています。	複合的な課題を抱えていたり、様々な事情により相談につながらない人に対し、可能な限りアウトリーチでの早期対応が必要。	引き続き、地域包括支援センターが地域の支援者や様々な関係機関と連携強化を図ることにより、より早期に相談につながりやすい体制づくりを行う。	
						介護保険課	全ての正規職員が当課の全ての業務について対応できるようにする。	窓口相談対応数	窓口相談対応件数（月平均） （R3）200件以上 （R4）200件以上 （R5）200件以上 （R6）200件以上 （R7）200件以上	新規申請 650件 更新申請 2611件 変更申請 334件 （内介護申請75件） 月平均299件	A	全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう課内会議等で研修を行った。また、窓口相談の専門職員を配置をした。	介護保険制度や関係する様々な制度が複雑であることに加え、相談者自身が高齢である場合も多く、丁寧な対応が必要で、1件あたりに時間を要する。また、社会が多様化している中、相談者を取り巻く社会的な環境も多様であり、相談者が置かれている状況や心情に配慮しながら対応する必要がある。	課内グループ会議等で定期的に勉強会を行い、当該業務の基本的な知識を習得する。また、窓口相談員を引き続き配置し、新規認定申請の相談体制の充実を図る。	
						保険年金課	窓口や電話での問い合わせや相談に応じ、制度の内容の情報提供や案内等の対応の充実を図る。		制度の内容、業務マニュアルの理解や内部研修の実施等により、窓口・電話における相談内容の対応の充実を図る。	各種制度内容、業務マニュアルを理解し、窓口・電話における相談内容の対応の充実を図ることができた。	B	制度概要や業務マニュアルについて、内部研修等で職員の理解を深め、窓口や電話における相談内容に対し、丁寧且つわかりやすい対応をすることができた。	保険制度・福祉関連等と取扱業務が多岐に渡る。また、度重なる制度改正により非常に複雑になるため、市民からの相談内容も多岐に渡る。その中で、より丁寧な聞き取りやわかりやすい説明を心掛け、理解いただけるように努める。また、制度改正等がある場合は広報紙等で周知する。	市民生活と密接に関係する内容が多く、度重なる制度改正により、非常に複雑なものとなるため、市民からの相談也多岐に渡る。その中で、より丁寧な聞き取りやわかりやすい説明を心掛け、理解いただけるように努める。また、制度改正等がある場合は広報紙等で周知する。	
			44	障がい者に関する相談体制の充実	経済的問題や生活問題、心配ごと、様々なハラスメントに関して、相談しやすい体制を充実し、障がい者本人だけでなく、家族に対しても支援します。 また、様々な相談に対応できるよう、性別に偏らない相談員の配置に努めます。	障がい福祉課	障がい者に対する相談体制の充実（知的障害者相談員・身体障害者相談員）	相談員の女性比率	相談員の男女比に偏りがないようにする	12名中男性5名、女性7名	B	相談員のバランスは左記のとおりで、男女比に大きな偏りはない。障がい者相談会をふくふくフェスタの中で開催した。	相談会の参加者数が少ないため、開催方法を検討する必要あり。	イベントと併せて相談会を開催する。	
						外国人住民に関する相談体制の充実	外国人住民への多言語での情報提供及び日常の悩みや暴力に関する相談窓口を充実します。 また、窓口等におけるやさしい日本語の普及や、通訳・児童翻訳機による多言語への対応に努めます。	まちづくり協働課	外国人住民への市政の情報提供と、市役所等来庁者への通訳と翻訳による通知、案内を行う。		市職員向けやさしい日本語講座を1回開催 市広報（英語版、ポルトガル語版）のHPの掲載を毎月実施	B	英語版とポルトガル語版とやさしい日本語版の市広報を発行した。 英語版、ポルトガル語版についてはHPにも掲載した。 通訳は、英語、ポルトガル語、やさしい日本語のほか、自動翻訳機（ポケット・4台）を活用し多くの言語に対応できた。	増加するアジアからの入国者に対応するため、窓口等において、やさしい日本語の普及を図ると共に、自動翻訳機の利用を進める。	今後もやさしい日本語の普及のための研修や、通訳・自動翻訳機による多言語への対応を充実させる。
			施策の方向② 多様な性の尊重と生涯にわたる健康支援	46	多様な性に関する学習機会の充実	男女が共に心と身体の健康について正しい知識を身につけるため、多様な性と生殖に関する健康についての学習機会の充実を図ります。また、命の大切さについて学ぶ機会を提供します。 学校においては、外部講師による指導だけでなく、教員が主体的に授業を展開できるように、指導計画の見直しを行います。	健康推進課	計画推進委員会の中で思春期教育の充実について検討する。	啓発か所数	将来の健全な妊娠・出産のための健康管理に関する情報提供を行う。 ・若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」の普及啓発による、相談窓口の紹介や、正しい知識の提供。 ・妊娠前からの望ましい生活習慣や、適切な健康管理についての取り組み（欠食、ダイエット、睡眠不足、運動不足、メディア依存、タバコ、飲酒等への対策）	【啓発先】 0カ所	E	子どもや学校への直接的な教育や相談については、それぞれの学校が特性に応じて継続的に実施している。健康推進課では就学前の子どもを養育している親子を中心に相談支援や知識の普及啓発を実施した。	今後、若い男女が、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健全な妊娠・出産が行えるよう引き続き啓発を行う必要がある。	令和8年度は、若い男女が、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健全な妊娠・出産が行えるよう関係機関と連携した啓発機会の確保に努める。
						学校教育課	各小中学校において性教育年間指導計画に従って、発達段階に応じた適切な指導を実施する。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	各小中学校において、発達段階に応じた指導を行うとともに、性的マイノリティの尊重についての教員研修会を実施したこと、児童生徒に加えて、教職員の多様な性に関する学習機会を充実させることができた。	性の多様性について、保護者への啓発を行うとともに、児童生徒の思いを尊重して事業を進めていくことが課題である。また、児童生徒の発達段階に合わせて、系統的な性教育の計画を作成する必要がある。	引き続き、性教育年間指導計画の見直しを図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びにつながる学習機会を充実させ、保護者への啓発を行う。	
				47	年齢に応じた健康に対する啓発	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、それぞれの時期に応じた疾病などについて健康診査や相談を充実するとともに、健康、体力づくりの啓発と事業を通して自己管理意識を高めていきます。併せて心の健康問題や生活習慣病予防への対策を充実します。 また、あらゆる人がスポーツに親しむ環境づくりなど、スポーツ活動の推進に努めます。	健康推進課	女性特有の疾病の早期発見を目的とした各種健診（検診）を実施するとともに、要精密検査・要医療となった場合は確実に医療受診に繋げる取組を実施する。あらゆる機会を活用し（乳幼児健診、20歳子宮頸がん、40歳乳がん検診無料クーポン券、ポイント年齢の国保加入者への若年健診通知等）受診の啓発を実施し初回受診者の増加を図る。	39歳以下健診、乳がん、子宮頸がん検診受診者数	【R7】 39歳以下（女性）：150人 乳がん：1200人 子宮頸がん：1200人	【R6】 39歳以下健診（女性）：111人 乳がん検診：1132人 子宮頸がん検診：1343人	C	勤務等のため日中に予約を行うことが難しい受診希望者が予約を行いやすくなるため、集団がん検診におけるWEB予約システムの導入や集団がん検診の日曜日の実施、協会けんぽの特定健診会場でのがん検診同時実施等を行った。また、LINE配信や個別受診勧奨通知の送付等を行った。	乳がん・子宮頸がん検診は、県内平均と比べると依然低い受診率で推移しており、継続受診の必要性の周知と初回受診者の増加を図る必要がある。個別の勧奨通知の工夫や乳がん自己触診学習会などの啓発を引き続き行うとともに、市民の行動変容を促すため、新たな手法等についても検討していく必要がある。	健診（検診）受診者の増加に向け、受診履歴のある市民に対する個別の受診勧奨通知や通知内容の工夫を行い、啓発を継続する。また、乳がんの自己触診法をより多くの市民に周知するため、出前講座として実施していく。 また、検診の方法については、個人が病院を選ぶ個別検診では都合のよい日時での受診や、検診内容についての主治医への相談のしやすさ、精密検査の受けやすさなど、受診者に多くのメリットがある。集団検診と個別検診を、対象者本人が希望にニーズに合わせて選択できることで受診意欲に繋がるよう、受診勧奨などの機会を利用して啓発を行う。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R7)	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
						総合医療センター	女性患者のための専門外来の実施	更年期外来における産婦人科女性医師数	(R3)1人以上 (R4)1人以上 (R5)1人以上 (R6)1人以上 (R7)1人以上	産婦人科女性医師数2人	A	同性医師のため、相談しやすい診療の場を提供出来た。	医師確保について、地方の都市においては、非常に厳しい状況が続いている。	相談しやすい診療の場の提供ができるよう、女性医師の確保に努める。
						学校教育課	学校指導要領に沿って、小学校体育、中学校保健体育の授業で、適切な指導を実施する。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	健康保持増進に対する知識の理解を通して、健康生活習慣づくりにつながる自己管理意識を高めることができた。	身に付けた知識を自らの生活の中で意識できるように、実践力の向上につながる指導をしていくことが課題である。	引き続き、実践力の向上につながる指導をしていく。
						スポーツ推進課	各種スポーツ教室を開催し、スポーツを行う機会を提供する。	開催教室数と参加人数	[R3]15教室 3,000人 [R4]15教室 3,000人 [R5]15教室 3,000人 [R6]15教室 3,000人 [R7]15教室 3,000人	13教室 2,309人	C	各種スポーツ教室を概ね開催することができた。 受講者数は微減となったものの、各教室において新規受講者を獲得できた。	近年の猛暑等による市民のスポーツ離れが見受けられる中、開催種目や開催時期などを見直す必要がある。 また、新規の参加者を増やす方策を検討する必要がある。	市民のニーズに合わせた新規教室の導入の検討や既存教室の改善など、スポーツ教室の充実に努める。 また、指定管理施設においても、スポーツ教室のさらなる充実が図られるよう指定管理者と協議していく。 さらに、スポーツ推進委員による出前講座(教室)を積極的に実施し、女性、子ども、障がい者、高齢者など幅広く、スポーツに親しむ機会の充実に図る。
基本目標Ⅳ 共に担い支えあう家庭・地域づくり	重要課題Ⅰ子育て・介護にかかる支援施策の充実	施策の方向①家庭での子育て支援	48	男女の育児学習の推進	出産や育児に前向きに取り組めるよう、出産前からのレッスン教室の開催などを充実し、保護者が参加しやすい開催方法を検討します。 また、中学生の「幼児ふれあい体験」等を通じて、男女とも早い段階から乳幼児に接する機会を提供します。	健康推進課	初めて妊娠された方及びパートナーを対象に、コペアレンティング(夫婦協働育児)の講義を実施。	【R4指標実績】 クラス1:25組 クラス2:19組 参加人数計44組 (延べ88人参加)	参加組数・初妊娠の参加割合・父親の参加割合の増加	【R7指標実績】 参加組数:35組 (延べ69人参加)	B	R7年度はクラス開催回数を減らしたが、クラス1回あたりの定員に対する参加者割合は増加した。日本語版コベアクラスを作成された山形県立保健医療大学の教授らの情報提供によると、アンケートや調査結果からコベアクラス受講者は産後うつ傾向が少ないなどのメリットがあることがわかった。	コベアクラス対象者を初産婦限定としていたが、ステップファミリーなど、経産婦においても夫婦関係や夫婦の育児、家事の役割分担で悩まれている家族が多くなることからR7年度～経産婦も参加できるような体制整備を行った。 引き続きコベアクラスの効果を評価していく必要がある。	引き続きパートナーとの参加を促し、夫婦2人での育児について考える機会を設けていく。
			49	ひとり親家庭への支援	経済的・精神的に負担の大きい母子・父子家庭などが生活基盤の安定を図り、仕事・子育てとともに充実した生活を営むことができるよう相談支援体制を強化するとともに、児童扶養手当をはじめとした経済的支援の確実な実施に努めます。	こども家庭センター	ひとり親家庭の自立促進と生活基盤安定のため、児童扶養手当を支給する。	児童扶養手当の確実な支給と、各種申請があれば、適切な支給。	児童扶養手当の確実な支給と、各種申請があれば、適切な支給。	児童扶養手当実支給額:267,950,460円	B	ひとり親家庭の生活基盤安定に寄与した。	ひとり親家庭の父及び母は、安定的な就労が困難な世帯が多く、経済的に厳しい状況等に置かれているため、生活の安定と自立を支援していくことが必要である。	引き続きひとり親家庭の支援のため、適切な児童扶養手当の支給に努める。
		施策の方向②地域ぐるみの子育て支援	50	多様な子育て支援サービスの充実、体制の整備	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、居宅サービスや保育サービスの充実を図り、子育ての援助を受けたい人のニーズに対応できる体制の構築に努めます。 また、育児の援助を「行いたい人(提供会員)」と「受けたい人(依頼会員)」の調整を行う、ファミリー・サポート・センター事業の新規会員確保に向けた広報に努め、多様なネットワークを拡充できるよう支援します。	こども家庭センター	ファミリーサポートセンター事業 子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人との相互援助が結びついた子育て支援。	①依頼会員数 ②提供会員数 ③活動件数	(R3)①依頼会員 700人 ②提供会員 100人 ③活動件数 800件 (R4)①依頼会員 700人 ②提供会員 100人 ③活動件数 800件 (R5)①依頼会員 700人 ②提供会員 100人 ③活動件数 800件 (R6)①依頼会員 700人 ②提供会員 100人 ③活動件数 800件 (R7)①依頼会員 700人 ②提供会員 100人 ③活動件数 800件	①依頼会員数 688人 ②提供会員数 91人 ③活動件数 784件	B	家庭内に訪問されることを躊躇する方も有るなか、子育ての援助を受けたい人のニーズに対応できるサービスとして継続した事業を行っている。	サービスの維持のため、提供会員の確保が求められ、新たな人材確保が必要。	多様な子育てサービスとしての役割の検証と方策を検討しつつ、事業のPRおよび新規会員の増加を図る。
						幼児課	各園所や地域の実態に合わせて開催	各園所での子育て講演会の開催	全ての園所で実施	全園で実施	B	研修会や講演会を実施することで、日頃の子育ての振り返りの場となったり、保護者同士のつながりのきっかけとなったりした。	保護者が参加しやすいよう、開催内容や開催方法等の工夫が必要である。	保護者ニーズの把握に努め、開催方法を工夫しながら学ぶ機会を設けていく。
						まちづくり協働課	各学区まち協事業として、子育て支援事業が実施されるように支援する。			全11学区への地域まちづくり支援交付金を交付(合計134,393千円)	B	地域まちづくり支援交付金を財源に、各学区まちづくり協議会において、コミュニティセンターを拠点に子育てサロンや子ども体験活動など、学区の特性を生かした子育て支援事業が展開された。	地域で子どもを育てる意識を醸成し、子育てをする親が孤立することがないよう、参加しやすい内容、開催時間の見直し、工夫が必要。	各学区の特色に応じた子育て支援事業を継続・充実できるよう財政支援を行う。事業内容について、各学区間の情報交換の場を設ける。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】	
						保険年金課	子ども医療費の助成を実施することにより、子育ての経済的負担の軽減と子どもの保健の向上を図る。 対象者：小学校1年生～中学校3年生 （入院）償還払い、所得制限なし（通院）現物給付、所得制限なし		子ども医療費助成を所得制限なしで、小学校1年生～中学校3年生の医療費にかかる助成を継続して実施する。 （入院）償還払い（通院）現物給付 助成対象者を高校生世代まで拡大することに向けての準備を行う。	小学1年生～高校3年生までの医療費助成を継続して実施した。	B	令和6年4月より医療費助成の現物給付を外来だけでなく、外来＋入院とすることができたことにより、子育て支援サービスの充実を図ることができた。令和7年4月よりマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認による医療費助成を開始した。	医療費助成による子育て支援の継続を図る事。	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの病気の重症化や健康被害を防ぐためた、安心して子どもを産み育てられる社会環境づくり（少子化対策）に必要な不可欠な制度として、継続して実施する。	
						全課（幼児課）	各園所や地域の実態に合わせて開催	各園所での子育て講演会の開催	全ての園所で実施	全園で実施	B	研修会や講演会を実施することで、日頃の子育ての振り返りの場となったり、保護者同士のつながりのきっかけとなったりした。	保護者が参加しやすいよう、開催内容や開催方法等の工夫が必要である。	保護者ニーズの把握に努め、開催方法を工夫しながら学ぶ機会を設けていく。	
			51	保護者の交流の場の提供	地域の身近な場所において保護者の交流の場を設け、情報交換、地域での支え合いを促進し、子育ての不安解消に繋がられるように支援します。 また、新規利用者を増やすために、ホームページ、SNS等を使った多様な媒体での広報に努めます。	こども家庭センター	地域の身近な場所において、子育て家庭同士が交流し、遊びの場を通じて子育て、親育ちを支援する。	市内の各子どもセンター・子育て支援センターの延べ利用者数	こどもセンター・子育て支援センターの延べ利用者数 （R3） 10,000人 （R4） 10,000人 （R5） 10,500人 （R6） 10,500人 （R7） 11,000人	令和7年度子どもセンター・子育て支援センターの延べ利用者数 15,279人	A	昨年度より利用人数はの増加は見られないが、利用者同士の子育て世代の交流につながった。	子どもセンターの立地によっては、交通手段を持たない保護者には利用しにくい状況にある。	年齢別教室、多胎児教室、妊産婦の利用など、子育て家庭に寄り添った支援ができるよう事業展開する。 民間の子育て支援団体の取り組みを側面から支えていく。	
			施策の方向③ 介護負担を軽減する支援	52	介護サービスの充実と情報提供	「第7期近江八幡市総合介護計画」に基づいて、高齢者の身体的特徴や社会的状況に配慮した介護予防、介護サービスの充実を図ります。 また、介護保険制度や介護保険サービスについての理解促進に向けた情報提供を行います。	介護保険課	適切な介護保険サービスを提供するために、サービスの担い手となる介護人材の安定的な確保が重要であるため、介護職になる人材の裾野の拡大及び、介護職に就いた人材の職場定着に取り組めます。	【潜在的な介護人材の創出】 ● 介護に関する入門的研修の実施 ● 合同職場説明会・面接会を通した、参加者と介護サービス事業所とのマッチング 【多様な人材の確保や定着支援】 ● スキルアップ研修の実施 ● 介護人材確保補助事業による、外国人介護人材の確保	第9期計画に基づく介護サービスの充実	● 介護に関する入門的研修（「介護に関する基礎知識と介護の基本」）の参加者数 ①33名 ②15名 ● 合同職場説明会・面接会を通した、参加者と介護サービス提供事業所とのマッチング件数 5件 ● スキルアップ研修 ①「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修会」27名 ②「感染対策の基本と災害時の感染対策」11名 ● 外国人技能実習生の受入15名 ● 外国人介護職員への家賃補助38名	B	● 介護に関する入門研修や市内事業所と協働した合同職場説明会・面接会を行い、採用につながる取組を進めました。 ● スキルアップ研修会を開催し、介護をする者が、健康で安全に介護する方法を学び、理解を深めることができました。 ● 外国人材の受入れや家賃補助を実施し、介護サービス事業所の人材確保と定着に向けて取り組みました。	● 市内でサービスを提供する法人を対象に令和5年度に実施した事業所調査によると、7割の事業所が職員が不足していると回答しており、職員不足の理由は「採用が困難だから」が7割と最も多くなっています。シニア層や外国人などの幅広い人材の採用も進んでいます。中長期的な介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護人材の確保及び定着促進について取組を進める必要があります。	● ハローワークや介護サービス事業所等の関係機関と連携を強化し、介護職場の合同職場説明会を通じて、大学生や専門学生、介護資格保持者だけでなく、介護職場に興味を持つ幅広い年齢層と市内事業所とのマッチングを図ります。また、教育機関や介護サービス事業所等と連携した職業体験の場を提供し、潜在的な介護人材の掘り起こしを行います。 ● これまで介護との関わりがなかった人等、介護未経験者が介護の業務に携わるうえで必要な基礎知識や技術を習得することを目的として、介護に関する入門的研修等を実施します。また、介護・福祉人材センターと連携し、就労希望のある受講生への伴走型支援に取り組めます。 ● 介護技術の習得による従事者の負担軽減及び多様化・複雑化する介護・福祉ニーズに対応できる人材の育成を目的として、看護職や介護職への研修会を開催し、介護従事者の知識や技術等の向上を図り、介護職場への定着を促進します。 ● 関係機関と連携を図り、シニア層や障がい者などの幅広い人材の介護現場への参入を促進します。
				53	介護者支援の充実	介護者等が悩みや困ったことを相談し、助け合うことができる交流の場を確保し、充実させていくことで、介護を行う家族の孤立を防ぎ、精神的な支えと休息する機会を提供します。 また、介護者支援に取り組む団体等の活動情報を介護者へ提供するなど、介護者支援の充実を図ります。 交流の場などへの参加者を増やすため、介護者のニーズを把握しながら、より良い介護者支援・つながり構築に向けて取り組みます。	長寿福祉課	介護を受ける高齢者のみならず、介護者が豊かな生活を維持できるよう、介護の悩みや思いを語り合える場として介護者のつどいを開催。	介護者のつどい開催回数、参加人数	介護者が交流し悩みを話し合い、情報交換をする中で介護者同士が共に考えることができるようにし、介護に関する気持ちを共感し合う場を作ること介護負担の軽減を図り、介護者が高齢者とともに安心した生活を送れるよう支援する。	開催回数…6回（うち1回は研修会を実施） 参加延べ人数…16名	B	介護者の介護負担軽減の場を提供し、参加者同士が介護の苦労を分かち合い、困りごとについて皆で考えることができた。 さらに、参加者の具体的な困りごとやニーズに応じる形で、研修会を取り入れ、介護に関する正しい知識や情報の共有を進めることができた。	参加者が固定となり新規参加者の継続参加につながりにくい状況がある。 介護負担の軽減のための場とはなっているが、広く介護者に介護負担の相談先や正しい知識を伝えるための方法を検討する必要がある。	介護者のつどいは継続して実施。参加者からのニーズに応じたミニ講座を実施し、実践的な知識の普及を図る。また、新規参加者の開拓および幅広い周知を目指し、研修会の開催を企画・実施をし、地域全体で介護者を支えるネットワークの拡充に努める。
	重要課題2 地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大	施策の方向① 男女共同参画で取り組む地域活動の推進と支援	54	男女が共に担う地域活動の推進	講座等を開催し、男女に関わらず一人ひとりが地域を支える一員であり、多様な人材の参画が地域社会の発展につながることへの理解促進を図るとともに、市民の活動や交流を男女が対等な立場で共に支えるという意識啓発を進めます。	人権・市民生活課	市民活動や交流を男女が対等な立場で共に支えるという意識啓発のため講座等を実施する。	講座や啓発活動の実施回数	1回以上	男女が輝いて生きる絵手紙の募集事業を実施（1回）	B	男女が輝いて生きる絵手紙の募集事業を実施した。小学生の部12点、中学生の部17点の合計29点の応募があった。	絵手紙の応募数が減少しており、この他の啓発方法について検討する必要がある。	絵手紙募集以外の応募数が減少しており、この他の啓発方法について検討する必要がある。	

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
						生涯学習課	性別に関係なく、地域の一員として社会を支えるとともに、性による差別意識を解消する取組を進める。	・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 ・地域課題等講座「男女共同参画」参加者数		・住みよいまちづくり講座「男女共同参画」参加者数 延べ196人（3学区、計3回開催） ・地域課題等講座「男女共同参画」開催なし	B	3学区において男女共同参画についての講座を開催することができた。	地域では人権をめぐる課題の多種多様化等を背景に、人権を軸としながら男女共同参画を含め、幅広く、また複合的にテーマを設定し取り組む実情がある。	男女共同参画に関する住みよいまちづくり講座や地域課題等学習講座の開催を推進して、一層の学習機会の提供に努める。
			55	男女共同参画推進員の設置による地域活動の推進	自治会ごとに地域の男女共同参画の推進リーダーである「男女共同参画推進員」を設置し、推進員を通じて、自治会など地域活動の場における性別に基づく不合理な慣行、慣習等を見直し、方針決定の場において女性の意見が反映できる仕組みづくりを進めます。また、推進員研修会等を活用し、推進員の資質の向上に努めるとともに、推進員同士の交流の場や取組発表の場を提供し、地域活動の活性化につなげます。	人権・市民生活課	各自治会に男女共同参画推進員を設置し、自治会ごとに学習会を開催する。	学習会の開催実績率		各自治会における男女共同参画懇談会の開催率 29.1％（前年26.5％より2.6％上昇）	B	50自治会において男女共同参画懇談会が開催された。昨年度よりも実施自治会数が5増加した。	人権尊重のまちづくり懇談会と比較すると、男女共同参画懇談会の開催は少なくなっており、開催を呼び掛けていく必要がある。	人権尊重のまちづくり懇談会と男女共同参画懇談会を合同開催できる基準を明確にし、各自治会における男女共同参画懇談会の開催率の向上を図る。
			56	女性リーダーの育成	地域活動において、役職を受けることについての不安を取り除き、方針決定の場への女性参画を促進するために、養成講座の実施を検討するなど、女性リーダーの育成支援に努めます。	人権・市民生活課	地域活動での女性参画を促進するため、男女共同参画推進員研修会を開催し、地域における男女共同参画の推進についての講演を行う。	実施の有無		男女共同参画推進員研修会を開催した。参加者数は98名	B	令和7年度の男女共同参画推進員研修会を6月7日に開催し、勝身真理子氏を講師に迎えて「地域における男女共同参画」をテーマにご講演いただいた。今年度はワークショップ形式を採用し、席数に限りがあるため事前申込制とした結果、参加者数は98名となった。規模を縮小しての開催となったが、参加者一人ひとりが主体的にワークショップに取り組んだ結果、アンケートでは研修内容への理解度について「よく理解できた」「理解できた」を合わせて84.8％にのぼる高い評価をいただくことができた。	男女共同参画推進員を対象と研修会はこの1回のみであり、より多くの推進員に参加してもらうためには参加できる機会を増やす必要がある。	令和8年度以降はより多くの男女共同参画推進員に研修を受けてもらうため、各学区コミセンにて人権尊重のまちづくり推進員・男女共同参画推進員・自治会長合同研修会として研修を行う。その際には、自治会における人権尊重のまちづくり懇談会と男女共同参画懇談会の合同開催方法を説明し、男女共同参画懇談会の開催率の向上に取り組む。
			57	市民活動団体の活動支援	様々な市民活動に男女が共に参加し、共に学び、楽しむための機会（オンラインを含む）の提供を進め、男女共同参画による運営を支援します。また、男女共同参画に関する問題に取り組んでいる団体やグループ、NPOの活動が活性化できるように、組織運営などに関する情報提供や相談、補助金交付などの支援を行います。	まちづくり協働課	市交付金（人権のまちづくり事業）を各学区まち協に交付するとともに、まち協運営や事業実施に係る相談等の取組支援を行う。市民活動団体に対し活動支援金を交付する。			全11学区への地域まちづくり支援交付金を交付（合計 134,393千円）	B	各学区において、地域の人権意識の向上のために人権のまちづくり事業が実施された。「住みよいまちづくり推進講座」において男女共同参画をテーマにした講座を開催された学区もあり、学区民の男女共同参画への意識向上を図ることができた。	学区まちづくり協議会に対して、講座の継続的な支援が必要。	・各学区まちづくり協議会で実施される「住みよいまちづくり推進講座」において、男女共同参画をテーマにした講座の検討を促す。 ・男女共同参画の推進を含む市民活動団体に対する支援を継続する。
						障がい福祉課	近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会等の開催	当事者・家族・福祉関係機関等で構成する協議会及び部会の開催	協議会年3回、各部会（年1～3回）の実施	協議会 年3回 各部会 ・障がい福祉計画等進捗管理委員会 年1回 ・権利擁護部会 年2回 ・障がい児支援促進部会 年3回 ・障がい福祉施設整備検討部会 年4回	B	様々な参画団体から活発な意見交換が行われた。障がい福祉施設整備部会において、緊急時一時支援事業について協議を行い、一定の枠組みを決めることができた。男女の構成バランスは、協議会員と各部会員あわせて、男女比は概ね半々であり、バランスがとれている。	障がい福祉施設整備部会において、基幹相談支援センターの市又は圏域での設置に向けて協議を行う必要がある。	引き続き、協議会及び各部会を開催し、市民活動団体による活動支援及び、障がい者施策を推進する。
						長寿福祉課	在宅高齢者の健康と福祉増進を図り、高齢社会に対応する組織づくりと活動に対して支援する。	老人クラブへの補助金の交付を通しての運営支援	老人クラブ主体で健康づくりや介護予防などの事業が実施され、高齢社会に対応した地域の組織づくりが図られる。	補助金交付による活動支援を実施（老人クラブ連合会加入先21クラブ、老人クラブ連合会未加入先27クラブ）	B	老人クラブ主体で健康づくりや介護予防などの事業の実施を支援することができた。	今後もクラブや会員数の減少による体制の弱体化が懸念される。	高齢者の社会参加や地域での活躍を促進するための活動が実施できるよう、引き続き老人クラブ連合会への加入・未加入を問わず補助金を通じて支援を継続する。
			58	高齢者の地域活動への参画支援	高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で暮らしているよう、高齢者の閉じこもり予防や社会参画に向けた環境整備を行います。	長寿福祉課	在宅高齢者の健康と福祉増進を図り、高齢社会に対応する組織づくりと活動や、虚弱な高齢者が参加できる地域の居場所づくりに対して支援する。	①老人クラブへの補助金交付を通しての運営支援 ②通いの場の環境整備に対する補助金交付（件数）	老人クラブ主体で健康づくりや介護予防などの事業が実施され、高齢社会に対応した地域の組織づくりが図られる。	①老人クラブへの補助金交付による活動支援（老人クラブ連合会加入先21クラブ、老人クラブ連合会未加入先27クラブ） ②通いの場に対する補助金交付（0件）	B	・老人クラブ主体で健康づくりや介護予防などの事業の実施を支援することができた。 ・補助金が効果的に活用されるよう補助制度の利用促進に向けた啓発が必要。	・今後もクラブや会員数の減少による体制の弱体化が懸念される。 ・補助金が効果的に活用されるよう補助制度の利用促進に向けた啓発が必要。	引き続き高齢者の社会参加や地域での活躍を促進するための支援を実施する。また、虚弱な高齢者をはじめ様々な状態像の高齢者が活動に参加できる多様な通いの場や居場所づくりの推進を行う。
		施策の方向② まちを守り、育てる諸活動における男女共同参画の推進	59	男女共同参画による環境への取組	「近江八幡市環境基本計画」に基づいた取組を、男女が協力して実践できるよう市民活動団体や市民への支援を進めます。	生活環境課	出前講座や広報において、男女共同参画による環境への取組みの啓発。	研修、広報等による啓発を積極的に行う。	【R5】研修2回、広報3回 【R6】研修5回、広報5回	研修2回、広報12回	C	研修については目標をやや下回ったが、広報については男女関係なくごみの減量や排出の抑制について、周知を行っている。	出前講座の回数を増やす等で、男女関係なく市民へ直接啓発をする回数を増やす必要がある。	令和8年度は、資源ごみ集団回収推進補助事業説明会を引き続き実施するとともに、ごみ減量につながる段ボールコンポスの講習会を開催し、市民啓発を行う予定。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績(R7)	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
						環境政策課	男女共同参画による環境への取組みの啓発。			環境美化活動を実施するボランティア団体にむけて交付金を交付した。	B	交付金 水と緑の環境ネットワーク(9団体) 1,150千円	市民団体の活動を広く市民に周知し、個人の環境意識の醸成を促し、積極的な参加を推進する必要がある。	引き続きボランティア団体の支援を行い、活動を市HP等により市民への周知を行う。
	重要課題3 防災分野での男女共同参画の推進	施策の方向① 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	60	男女共同参画で取り組む災害に強いまちづくりの推進	「近江八幡市地域防災計画」に基づいて、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮したうえでの的確な防災活動が実施できるよう啓発・育成に努めます。また、地域住民が自ら行う防災活動を組織化し、組織化にあたっては、男女共同参画の視点から女性の参画を推奨するなど、災害に強いまちづくりの推進に努めます。	危機管理課	近江八幡市防災総合訓練や各自治会での防災出前講座に女性の参加を促す。	防災総合訓練参加率30%	【R3】防災総合訓練参加率30% 【R4】防災総合訓練参加率30% 【R5】防災総合訓練参加率30% 【R6】防災総合訓練参加率30% 【R7】防災総合訓練参加率30%	防災総合訓練参加者 60名/280名 (21.42%)	C	・男女ともに市民参加いただき、災害への関心や、備えの重要性を再認識する機会となった。また、地震・火災など複合災害を想定した訓練実施により、柔軟な対応力が養われた。 ・防災出前講座等の継続的な啓発により、女性の参加意識は少しずつ増していると思われる。	・市防災総合訓練の参加率だけでは効果を測ることができないものと考えている。 ・地域住民が災害発生時に適切な対応を行い、防災意識を高める取り組みを進める中で、自助、共助の役割が重要であり、災害への備えや支え合いの仕組みを作っていたけるよう継続した取組が必要である。	・地域住民が災害発生時に適切に対処し、避難を行い、身の安全を守ることができるよう防災意識を高め、日頃から地域住民同士のつながりを持ち、災害への備えや支え合いの仕組みを作っていたけるよう継続した取組を行う。
						人権・市民生活課	近江八幡市地域防災計画に基づき、男女の視点に配慮した防災活動の実施に向けた啓発を行う。地域住民による防災活動への女性の参画を推進する。			各自治会で開催される男女共同参画懇談会に、防災分野における男女共同参画をテーマとした資料の提供やDVDの貸し出しを行った。 防災分野における男女共同参画をテーマに懇談会を実施した自治会数は21あった。	B	防災分野における男女共同参画をテーマにしたDVDを貸し出したほか、湖夢ニュータウンの防災分野における男女共同参画がテーマのシートを配布した。 男女共同参画懇談会の開催テーマについては、男女共同参画推進員研修会の講演で講師が防災について話されたことによる影響が大きい。	毎年防災分野における男女共同参画をテーマとした講演会等を実施することは困難である。	啓発方法の工夫・検討を行う。
			61	要配慮者への支援体制の確立	地域に住む高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人など、特に支援を要する要配慮者を把握し、支援体制を整備します。また、地域と連携して支援体制を強化できるよう、地域住民への理解促進に努めます。	福祉政策課	高齢者や障がい者など災害時に自力での避難が困難など支援が必要な方を「避難行動要支援者」として登録する。新規対象者には登録申請書兼同意書を送付し登録を勧奨する。登録者に対しては、本人同意のもと地域の支援者に情報提供するほか、個別避難計画の作成にむけた地域への周知を行う。	各年、新規対象者の申請書提出率 各年、地域への説明会開催数	(R5)申請書提出率30%以上 説明会5ヶ所以上 (R6)申請書提出率30%以上 説明会5ヶ所以上 (R7)申請書提出率30%以上 説明会5ヶ所以上	R7年度は新規対象者413人中、155人の申請書提出があった(37.5%)。 地域への説明会は、2学区と、2団体で実施。	B	新規対象者の37.5%の申請書提出があった。うち不同意は14人。施設入所・辞退などで、制度に該当しないは63人。未提出者は258人であった。	制度周知に向けた地域への説明方法について、今後の方向性を検討する必要がある。 優先度の高い方の個別避難計画作成には福祉専門職の協力が欠かせず、新規作成の推進と同時に、更新方法についても関係機関と調整し検討する必要がある。	地域に向けた制度周知について、防災部局と連携した啓発を行う。また、支援者だけでなく、対象者本人やその家族が制度について十分に理解し、登録の必要性を感じていただけるような周知方法を工夫しながら登録勧奨を行う。 個別避難計画はハイレスクの方を優先し福祉専門職を中心に関係機関と連携のうえた計画作成を推進する。
						こども家庭センター	こども家庭センターの機能をいかし、乳幼児などの支援を要する要配慮者を把握し支援体制の整備につなげる。	年4回の利用者支援員会議の開催	(R3)年3回の利用者支援員会議の開催 (R4)年4回の利用者支援員会議の開催 (R5)年4回の利用者支援員会議の開催および小規模単位での会議の開催 (R6)年4回の利用者支援員会議の開催および重層的支援体制との連携 (R7)年4回の利用者支援員会議の開催および重層的支援体制との連携	年4回の利用者支援員会議の開催	B	健康推進課・幼児課・はちはびひろば・子育て支援センタークレヨンに配属された利用者支援員が一堂に会し、情報交換することで、支援を要する乳幼児保護者の把握につながった。また妊娠期から子育て期への切れ目のない支援に向けて情報共有するきっかけづくりができた。	情報共有だけでなくとどまらず、支援の継続や、子育て家庭の抱える課題解決に向けて、関係機関にどのようにつながっていくかが今後の課題である。	こども家庭センターを中心に関係機関で連携を図りながら、支援を要する家庭に寄り添える体制づくりを行う。
						危機管理課	市地域防災計画に掲載している要配慮者利用施設の避難確保計画作成および避難訓練の実施。	計画作成施設数 100%	【R3】計画作成施設数 100% 【R4】計画作成施設数 100% 【R5】計画作成施設数 100% 【R6】計画作成施設数 100% 【R7】計画作成施設数 100%	避難確保計画作成施設数 32施設/32施設 (100.00%) 避難訓練実施施設数 29施設/32施設 (90.62%)	B	避難確保計画に関しては当初に設定した目標を達成することができた。 避難訓練に関しても全施設が訓練を実施いただくための検討が必要。	対象施設となる施設は、240施設あるが、優先度をつけて取組を行っているため、取組報告の対象施設数は精査されている。全対象施設で取組できるようにすることが今後の課題である。	・新たな施設の追加の必要性や、追加の際の優先順位の付け方、優先順位が必要か等の方向性を検討し、対象施設の見直しを行っていく。 また、避難確保計画を提出いただいた要配慮者利用施設の避難訓練実施に関しても継続して取組を行う。
推進体制	重要課題1 庁内推進体制の整備	施策の方向① 職員配置での男女共同参画の推進	62	市管理職への女性の登用を推進するための環境整備	より広い視点に立って多様な市民サービスを提供するため、女性職員の能力を活かすとともに、採用試験の女性受験者の拡大及び性差のない人材の確保・活用を図ります。また、女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置や職務分担に努めます。併せて、出産・育児・介護等の状況下にあっても、家庭と仕事との両立ができるよう、取組を進めます。	人事課	男女差のない人材の確保・活用を図る。また、職域拡大等女性職員への多様な職務機会の付与及び女性職員キャリア形成の支援。	管理職における女性割合	管理職における女性割合 25%	幼稚園教諭・保育士職を除く一般行政職等の女性管理職比率(課長補佐級以上) 37人/141人 (26.2%)	B	令和8年4月1日付人事異動において新たに課長級に5名、課長補佐級に2名女性職員が昇任した。	中堅女性職員の離職防止を図り、管理職人材となる女性職員の総数を確保する必要がある。	引き続き、女性職員の活躍推進・仕事と生活の調和の推進に取り組む。
			63	保育所・幼稚園・学校等の運営における男女共同参画の推進	管理職の性別に偏りがないよう、また、教職員等の校務分担が性別によって固定的にならない人事配置や職務分担に努めます。	人事課	幼保現場における性別による偏りのない人員配置や役割分担	幼稚園、保育所での男性職員の管理職登用	幼稚園、保育所での男性職員の管理職登用	実績なし	E	幼保現場における男性職員数は、少数であるが経験年数に応じた役割を担っている。		引き続き、幼保現場における性別による偏りのない人員配置や役割分担に留意する。
						幼児課	幼保現場における男性職員の管理職登用	全ての園所で実施	全ての園所で実施	実績なし	C	現時点での男性職員の管理職の登用には至っていない。人数的にも各園所への男性職員の配置には至っていない。	性別にかかわらず採用募集をしても申し込みに人数が少なく、採用につながることが多い。	それぞれの園所において経験年数に応じた職務を担っているよう人材育成をしていく。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
						学校教育課	人事配置や校務分掌が性別によって偏ることのないよう配置する。	市内小・中学校の人事配置や職務分担で取り組む。	100%	100%	B	校務分担が性別によって固定的にならない人事配置や職務分担に努めた。	校務分担が性別によって固定的にならない人事配置や職務分担を常に意識する必要がある。	今後も積極的に女性管理職を任用するとともに、性別によって固定化しないように職務分担していく。
		施策の方向② 庁内組織の整備	65	男女共同参画を所管する担当部署と他部署との連携強化	担当部署を中心とし、男女共同参画施策を推進するとともに、他部署との連携を強化することで、多分野での男女共同参画の推進に努めます。	人事課	男女共同参画担当部署の位置づけの明確化と担当部署の主体的な他部署との連携強化。			既に担当部署を設置し、行政組織内での連携体制を推進できる体制を整備している。	A	既に担当部署を設置し、行政組織内での連携を推進できる体制を整備している。		男女共同参画担当部署を設置しており、担当部署における主体的な他部署との連携強化を推進する。
		施策の方向③ 計画推進のための人材育成	66	男女平等、男女共同参画についての職員研修の充実	職員の意識が計画の推進に大きく影響することから、「近江八幡市人材育成基本方針」に沿って新任研修、管理職研修、各職場での研修等、あらゆる研修の場において、男女共同参画についての職員研修を実施します。 また、男女共同参画に対する意識づけを行い、各施策の推進等の具体的な行動に移せるよう、職員に対してヒアリングや意識調査を実施します。	人事課	男女共同参画に関する職場研修の実施。	男女共同参画に関する職場研修実施所属数		男女共同参画や性別による差別、多様な性等に関する研修を実施した所属のべ32所属	B	人権問題研修職場推進員を対象とした研修を実施し、各職場における研修の実施を推進した。		職場研修の実施について一層の啓発を行う。
						人権・市民生活課	「近江八幡市人材育成基本方針」に沿った職員研修を実施するほか、定期的に庁内電子掲示板へ男女共同参画に関する啓発資料を掲示し、アンケートを実施する。	実施の有無		庁内電子掲示板へ男女共同参画に関する啓発資料を掲示した	B	男女共同参画週間および女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発チラシ・ポスターを庁内掲示板に掲示した。	職員研修については実施できていない。	市職員に対し、研修や情報提供等により、男女共同参画の意識づけを行う。
			67	男女平等、男女共同参画についての保育者や教職員等の研修の充実	保育者や教職員等は、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等に通う子どもたちの社会的性別（ジェンダー）観に大きく影響を与えるという観点から、男女平等や性的指向・性自認等に関する正確な理解が深まるよう、担当者に対する研修を充実します。また、男女平等に関する教育の指導方法や副読本などの教材を活用し、指導力の向上を図ります。	幼児課	各園所の人権研修に基づき実施	各園所で年間1回研修会実施	全ての園所で実施	全園所で実施	B	研修を通して、職員間で意見を出し合い、こどもの様子等を語り合うことができた。その中で、多様な文化や社会・ジェンダーについて学び合う機会となり保育内容等に活かすことができた。	多様性やジェンダーについて、身近な問題について、正しく知り理解を深め続ける必要がある。また、こどもや保護者が手に取り関心を持てるような教材（絵本など）研究も必要である。	引き続き、園の実態や課題に応じて様々な研修内容を取り入れ、保育実践に活かしたり人権意識を高めたりできるよう取り組んでいく。
						学校教育課	校内研修などで男女共同参画について学習する機会をもつ。	全ての学校で取り組む。	100%	100%	B	職員研修での学習により、教職員の意識が高まり、児童生徒への指導に活用できた。	LGBTQ+などの実態に応じた適切な教材が少なく、教員の力量によって指導力に格差が見られる。	年間指導計画に位置づけ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教材を用いて、計画に沿った指導を継続していく。
						生涯学習課	学びの礎推進事業において保育者や教職員の人権に関わる研修会、講座を実施し、指導力の向上を図る。	学びの礎事業において各校及び中学校区で人権に関わる研修会や講座を実施する。		生きぬく力の礎人権研修会【全教職員対象】 八幡学区1回 八幡東学区1回 八幡西学区1回 安土学区1回	B	各校園所の実態や必要性に応じて、学区内全教職員を対象に、部落差別、子どもの人権、外国にルーツをもつ多様性について、職員研修を実施した。生きぬく力の礎育み事業の会議で、各校園所の研修内容の情報共有を行った。	各校園所でも男女平等、男女共同参画をテーマとした職員研修等を実施されているが、人権に関わるテーマが多岐にわたる中で、研修で扱う題材を各校園所の実態に合わせて検討されている。	いしずえ支援検討会議で、ジェンダーや性の多様性をテーマにした研修を積極的に取り入れるよう、研修の必要性を各校に伝えていく。人権主任会では、引き続き、教員の研修の場を設け、指導力向上を行う。
			68	庁内の各種相談員等に対する研修の充実	女性特有の困難や悩みに対して、柔軟に対応できるように、女性相談員等の資質向上を図るため、研修の充実を図るとともに、県等が実施する相談員研修の情報提供を行います。	人権・市民生活課	市組織内の女性相談員等への研修の充実と、相談員研修の情報提供を行う。また、定期的に庁内電子掲示板へ男女共同参画に関する啓発資料を掲示し、アンケートを実施する。	実施の有無		庁内電子掲示板へ男女共同参画に関する啓発資料を掲示した	B	男女共同参画週間および女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発チラシ・ポスターを庁内掲示板に掲示した。	職員研修については実施できていない。	市職員に対し、研修や情報提供等により、男女共同参画の意識づけを行う。
		施策の方向④ 国・県・他市町、関係機関との連携	69	国・県・他市町、関係機関との連携	国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。	人権・市民生活課	国や県の男女共同参画に関する研修等への積極的な参加や他市町との意見交換・情報収集により施策に反映する。			研修等への参加、意見交換・情報収集を随時実施	B	県などが開催する研修等へ積極的に参加した。他市町との意見交換・情報収集を随時実施した。	なし	今後も、研修等への積極的な参加、他市町との意見交換・情報収集を随時実施する。
	重要課題2 計画の進捗管理及び評価	施策の方向① 計画の進捗管理・評価体制の整備	70	計画の進捗管理体制・評価システムの整備	本計画の進捗状況については、毎年報告書を作成し、公表します。 計画の確実な執行のため、各々事業に達成目標を設定し、その目標達成度の把握を行い、今後の取組について他課と検討します。把握した結果はその後の計画推進に役立ちます。	人権・市民生活課	各事業担当課からの進捗状況の報告をまとめて報告書を作成し、今後の計画の推進に活かす。			報告書作成済み	B	進捗状況の報告をまとめて報告書を作成した。		報告書の作成により、個々の事業の推進に活かしていく。

基本目標	重要課題	施策の方針	No	施策・事業	施策の内容	担当課	事業の概要	指標	目標	実績（R7）	達成度	事業の成果【R7】	事業の課題【R7】	今後の方向性【R8】
			71	男女共同参画に関する計画の進捗状況の評価	男女共同参画審議会の機能を充実させ、定期的に本計画の進捗状況を審議・評価・検証し、審議の結果は公表します。 また、審議会での協議内容をふまえた施策の検討を行います。	人権・市民生活課	男女共同参画審議会での本計画の進捗状況の審議・評価・検証を行い、結果を公表する。また、協議内容により施策の検討を行う。			審議会での計画の進捗状況の審議・評価・検証を行った。	B	審議会での計画の進捗状況の審議・評価・検証を行った。	なし	審議会での計画の進捗状況の審議・評価・検証を十分に行い、個々の事業の目標達成に向け、意見を反映していく。
			72	想定される問題事例研究	男女共同参画の視点に立った表現や他者への暴力などの想定される問題事例に対して、課題解決に向けた審議を行います。	人権・市民生活課	想定される問題事例に対して、課題解決に向けた審議を行います。			情報収集に努めた。 市広報2月号の表紙写真に対する市民からの指摘について、審議会に報告した。	B	市広報2月号写真（成人のつどいの様子を撮影した写真。振袖姿の女性3人がポーズをとっている）に対して「成人のつどいには男性も参加しているのに、女性しか写っていないことが残念である」といった意見が市民より寄せられた。男女共同参画審議会への報告を通じて、市の刊行物におけるジェンダー表現の在り方について検討することができた。	市の刊行物に対するジェンダー表現ガイドラインが整備されていない。	「ジェンダー平等の視点から考える表現ガイドライン」の整備を行う。
	重要課題3 市民、関係団体との協働	施策の方向① 市民、関係団体との協働体制づくり	73	男女共同参画を推進する市民、NPO、NGOとの協働	本計画の実効的な推進のため、男女共同参画の推進に積極的な市民やNPO、NGO、市民団体等との連携を強化し、課題等の共有を行うことで市民や各種団体等との協働によるまちづくりを推進します。	まちづくり協働課	各学区まちづくり協議会に対し交付金を交付し、学区ごとの特性を活かしたまちづくり事業を展開する。男女共同参画や子育て推進する市民活動団体等に対して、支援補助金を交付する。			・学区まちづくり協議会の運営及び学区まちづくり計画を実現するための活動の実施に要する経費に対し、まちづくり支援交付金を交付した。 ・男女共同参画や子育て支援を含む市民活動団体等を支援するため、「まちづくり団体育成支援補助金」を実施し、課題解決に向けた活動を支援した。 ・補助金採択団体の意見交換、交流の場として市民活動フォーラムを開催した。	B	・各学区まちづくり協議会に交付金を交付し、全11学区において地域の特性を活かした各種まちづくり事業が展開された。 ・子育てを推進をする多くの市民活動団体がまちづくり団体育成支援補助金を活用されたことから、子育て支援や男女共同参画の推進に寄与することができた。 ・市民活動フォーラムでは、さまざまな分野で活動されている団体の意見交換により、市民活動団体の活性化を図ることができた。	補助金採択団体の補助事業後の団体運営の継続性の確認が課題となっている。	男女共同参画の推進を含む様々な市民活動団体、NGO、NPOに対し、事業支援を行うとともに、団体間の情報交換や連携が強化できるような意見交換会や交流会の実施を検討する。
			74	市政への男女の意見の反映	市政に市民意見を反映させるため、パブリックコメントや、ショッピングモール等の市民が利用しやすい会場での意見聴取の機会を広く設けます。 また、意見反映の方法としてオンライン活用も含む市民参加型のフォーラムや講座などを開催し、ワークショップ手法による提言の機会をつくるなど、市と市民や市民団体との意見交換の場を設けます。	まちづくり協働課	自治会やまち協活動を通じた、市政への意見反映のため、各団体等の活動を支援するとともに、パブリックコメントや円卓会議などの広聴機会の拡大に努め、男女偏りなく意見が反映されるよう努める。			・各課において計画策定の中間期または終了期にパブリックコメントが実施された。（9件） ・各種審議会委員・委員会委員において、市民公募が実施され、会議への市民の参画を図った。 ・行政懇談会やまち協事務主任会議を通じて、地域自治組織との意見交換を行った。	B	・各種計画の策定過程において、市民意見反映の手続きとして、パブリックコメントが実施され、男女の区別なく市政に対して意見する機会を確保できた。 ・市連合自治会による行政懇談会やまちづくり協議会事務主任会議において、地域が抱える課題を共有し、解決に向けた意見交換を行った。	・パブリックコメントにおける提出意見数が少ないケースもあることから、市民に関心を持ってもらえるような手法を検討する必要がある。 パブリックコメントの実施日数が短い場合があり、適切な日数の確保について周知が必要である。	・パブリックコメントが市民意見の聴取に有効な制度となるよう必要に応じて助言を行う。 ・市連合自治会やまちづくり協議会等の地域団体との会議を開催し、地域の課題に対する意見交換を行う。
		施策の方向② 市政への意見の反映				人権・市民生活課	市政に市民意見を反映させるため、多様な場面、場所での意見聴取の機会を設ける。 オンライン活用も含む、市民や市民団体との意見交換の場を設ける。 イベント開催時にアンケートを実施するほか、SNS等で啓発活動を行う際も啓発内容に合わせたアンケートを実施する。	意見聴取・交換の場の設定回数		市民意識調査結果をもとに「男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」の中間改訂を行い、素案についてはパブリックコメントを実施した。	B	2名から9件のご意見をいただき、回答を公開した。	なし	引き続き、意見聴取・交換の機会を設けられるように努める。
						議会事務局	議会基本条例に基づき、市民が意見を述べられるような懇談会、議会報告会等を開催し、政策提案拡大のため、市民との意見交換を図る。	議会報告会（市民アンケート調査）参加人数	設定なし	令和8年1月24日（土）議会報告会（ぎかいカフェ） 場所：市役所4階、本会議場、市役所全体 市民参加人数60名（定員60名） オープニング（八幡西中学校吹奏楽部による演奏） （1）カフェ&シールコーナー （2）タウンミーティング （3）新庁舎ツアー 1グループ15名の構成で4グループに分かれて、それぞれのコーナーに順番に参加していただいた。	B	カフェ&シールコーナーやタウンミーティングの際には、市民からの意見聴取を行い、シールアンケートでも議会だよりに関する市民の意見を伺うことができた。また、定員60名を超える多数の申し込みがあり、多くの市民に参加いただくことができた。	様々なコーナーを設けた結果、市民からの意見聴取・意見交換の時間が不足した。また、議会報告会における市民との意見交換のあり方について、議員間の共通認識が十分に統一されていないことから、積極的な意見交換を可能にする実施方法やプログラム構成について、引き続き議会全体で検討を進める。	広報広聴のあり方について整理を行い、議会報告会等の実施方法について見直しを行う。これにより、議会全体での共通認識のもとで市民との意見交換の機会の充実を図り、実効性のある政策提案の拡大につなげる。
						全課（企画課）	有機農業の推進に向けて、有機農業関係者や関心のある市民等が参加するオーガニックビレッジ座談会及びオーガニックイベントを開催した。開催にあたっては、働く男女や子育て世代なども含めて多様な立場の方が参加しやすいよう開催日程や時間帯に配慮し、意見交換の場を設けた。	①オーガニックビレッジ座談会における女性参加者の割合 ②オーガニックイベントにおけるアンケート回答数	①50%以上 ②100名以上	①女性参加の割合51.3% （延べ参加者数39名の内、女性延べ参加者数20名） ②アンケート回答数126名	A	有機農業の推進に向けて、生産者に限らず、消費者等を含む幅広く市民の意見を聴取することができた。次年度以降の取組の検討につなげることができた。	開催場所や周知方法を工夫し、多くの方の意見を聴取できる環境づくりが課題である。	多様な市民の参加を促進するため、開催場所や開催方法の工夫を行うとともに、関係団体等と連携した周知を行う。

【様式2】令和7年度目標値調査結果

共同参画近江八幡市行動計画進	進捗管理手法	単位	基準値 (令和2年度)		目標および進捗状況										目標達成に向けて努力した点	目標達成に向けての課題	担当課
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度			
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり																	
性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	市民意識調査	%	58.3	目 標	60	62	64	66	68	70	73	76	79	80.0	市民意識調査は実施していない。(令和6年度に実施済み) 自治会における男女共同参画懇談会の開催支援等に取り組んだ。	市民意識調査は令和11年度実施予定。 男女共同参画懇談会の開催率の低迷が課題。人権尊重のまちづくり懇談会との合同開催基準を明確化し、開催率の向上を図る。	人権・市民生活課
				現在値	-	-	-	65.7	-								
				達成率				99.5%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
男女共同参画に関するイベントへの参加者数	イベント参加者数	人	-	目 標	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	男女共同参画市民のつどいを開催した。講師に国立女性教育会館理事長の萩原なつ子さんをお招きし、「ウェルビーイングな地域づくりと男女共同参画」と題して講演いただいた。	令和8年度は人権フェスティバルと合同で開催予定。様々な業界で性別に囚われず活躍されている方を招いたパネルディスカッションを企画する。	人権・市民生活課
				現在値	106	77	50	81	92								
				達成率	96.4%	64.2%	38.5%	57.9%	61.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり																	
審議会等における女性委員	女性の参画状況調査	%	26.7	目 標	28	32	35	38	40	42	44	46	48	50.0	各審議会・協議会等で女性委員の推薦が呼びかけられた。	委員の成り手不足や、適正のある女性がいらない場合もある。	人権・市民生活課
				現在値	27.9	26.8	28.5	27.1	26.2								
				達成率	99.6%	83.8%	81.4%	71.3%	65.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	県HP(近江八幡市企業登録数)	事業所	33	目 標	40	45	50	55	55	60	60	65	65	70	市以外が主催のセミナーについても企業に対し情報共有を行った。	研修会への参加企業が固定化しており、周知の徹底および意識の醸成が必要。	商工振興課
				現在値	32	33	36	48	53								
				達成率	80.0%	73.3%	72.0%	87.3%	96.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
25～44歳までの女性の労働力率	国勢調査	%	-	目 標	70	70	70.0	71.0	77.5	79.0	80.5	82.0	83.5	85.0	就労相談を実施し、再就職・転職の相談・情報提供等を行った。	潜在的に悩みを抱える人にも参加いただけるよう、周知が必要。	商工振興課
				現在値	-	78.9	-	-	-								
				達成率		112.7%				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
職場で男女の地位が平等と考える市民の割合	市民意識調査	%	30.6	目 標	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50.0	市民意識調査は実施していない(令和6年度に実施済み) 男女共同参画週間に合わせた市民啓発を実施した。	市民意識調査は令和11年度実施予定。 事業所を対象とした男女共同参画の啓発には取り組めていない。	人権・市民生活課
				現在値	-	-	-	35.9	-								
				達成率				94.5%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
女性が1人もいない審議会	女性の参画状況調査	件	8	目 標	7	6	6	5	4	3	2	1	1	0	各審議会・協議会等で女性委員の推薦が呼びかけられた。	委員の成り手不足や、適正のある女性がいらない場合もある。	人権・市民生活課
				現在値	14	14	10	14	14								
				達成率	200.0%	233.3%	166.7%	280.0%	350.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり																	
「デートDV(用語)」の認知度	市民意識調査	%	35.2	目 標	38	44	48	52	55	58	61	65	68	70.0	市民意識調査は実施していない(令和6年度に実施済み) 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の広報啓発活動に取り組んだ	市民意識調査は令和11年度実施予定。 デートDVに焦点を当てた啓発広報活動は実施できていない。	人権・市民生活課
				現在値	-	-	-	17.4	-								
				達成率				33.5%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
男女間の暴力に関する相談先をひとつも知らない人の割合	市民意識調査	%	10.5	目 標	9	8	7	6	8	7	6.5	6	5.5	5	市民意識調査は実施していない(令和6年度に実施済み) 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の広報啓発活動に取り組んだ	市民意識調査は令和11年度実施予定。 DV相談窓口の周知を継続して取り組んで行く必要がある。	人権・市民生活課
				現在値	-	-	-	8.5%	-								
				達成率				1.4%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
基本目標Ⅳ 共に支えあう家庭・地域づくり																	
女性の代表または副代表のいる自治会の割合	女性の参画状況調査	%	7.8	目 標	8.5	9	9.5	10	17	18	18.5	19	19.5	20.0	自治会役員の簡素化・効率化等による役員負担の軽減を図れることで少しでも女性役員が増加するよう取り組んだ。	慣習により男性が団体の長に就く傾向が強いこと。	人権・市民生活課 まちづくり協働課
				現在値	8.9	7.6	11.1	16.0	29.0								
				達成率	104.7%	84.4%	116.8%	160.0%	170.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
家庭生活での男女の地位が平等と考える市民の割合	市民意識調査	%	42.3	目 標	45	48	51.0	54.0	57.0	60.0	63	66	69	70.0	市民意識調査は実施していない。(令和6年度に実施済み) 自治会における男女共同参画懇談会の開催支援等に取り組んだ。	市民意識調査は令和11年度実施予定。 男女共同参画懇談会の開催率の低迷が課題。人権尊重のまちづくり懇談会との合同開催基準を明確化し、開催率の向上を図る。	人権・市民生活課
				現在値	-	-	-	44.8	-								
				達成率				83.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
地域社会での男女の地位が平等と考える市民の割合	市民意識調査	%	30.8	目 標	34	38	42	46.0	50.0	54.0	58.0	62	66	70.0	市民意識調査は実施していない。(令和6年度に実施済み) 自治会における男女共同参画懇談会の開催支援等に取り組んだ。	市民意識調査は令和11年度実施予定。 男女共同参画懇談会の開催率の低迷が課題。人権尊重のまちづくり懇談会との合同開催基準を明確化し、開催率の向上を図る。	人権・市民生活課
				現在値	-	-	-	35.1	-								
				達成率				76.3%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			